

昭和 55 年度

文化財調査報告書

第 11 集

前橋市教育委員会

目次

教育長 金井 博之	1
はじめに	
一、旧元総社村役場関係資料調査報告	1
1 旧元総社村役場関係資料	1
2 旧元総社村役場関係資料日録	1
二、妙安寺縁合調査報告（四）	1
一谷山記録一	1
三、昭和五十五年度埋蔵文化財発掘調査概報	1
1 芳賀東部田地遺跡群	1
2 西大室遺跡群	1
3 富田遺跡群	1
4 清里南部遺跡群	1
5 鶴谷遺跡群	1
6 中島遺跡群	1
四、文化財調査關係写真	1
旧元総社村役場関係資料	1
昭和五十五年度埋蔵文化財発掘調査	1

はじめに

昭和五十一年春から始まつた「秀賀東部工業団地」の発掘調査も、昭和五十五年度をもって一応の結着をみました。五年間にわたる調査の結果得られた成果は多大なものであります。これら資料については、できるだけ早く整理し、改めて公表していきたいと考えております。それに対して、昭和五十五年度も文化財保護行政の大半の力を埋蔵文化財の発掘調査に注いでまいりました。土地改良・運動場の造成と現代社会にマッチした土地再開発事業に伴う調査が、土でありました。変動著しい現代の情勢の中で、文化財保護の行くべき道をさぐりながらの動きでしたが、年度内に予定の調査が完了しましたのも、関係の方々の御協力の結果と感謝しております。

そんな中で、本年度も文化財調査委員の方々をわざらわし、例年のとおり文化財調査を実施しました。また、当教育委員会で所有しております資料を有効に活用していただすべく、スライドの編集も手がけてまいりました。これらは、地味な活動ではありますが、文化財保護行政の本来的な姿の一端でもあります。

この調査報告書には、五十五年度の活動の概要を上載いたしました。本報告書の刊行も十一集を数えるにいたり、小冊子にすぎないものですが、資料的にも価値あるものとして今後とも内容の充実をはかっていきたい所存です。

昭和五十六年三月二十五日

前橋市教育委員会
教育長 金 博 之

例　　言

- 1 本報告書は、旧元籠村役場関係資料調査、妙安寺総合調査、昭和五十五年度埋蔵文化財発掘調査についての報告である。
- 2 旧元籠村役場関係資料については、昭和五十五年度事業の一つとして、前橋市文化財調査委員である山田武麿氏、中沢右吉氏、丸山知良氏、松島栄治氏に調査していただいたものである。
- 3 妙安寺総合調査は、昭和五十一年度に前橋市文化財調査委員の方々に調査していただいたもので、昭和五十二年度文化財調査報告書（第8集）から引き続き掲載しているものである。
- 4 埋蔵文化財発掘調査については、昭和五十五年度に前橋市教育委員会で実施した六遺跡について、その梗概を記したものである。
- 5 古文書は原則として、旧漢字は新漢字に直した。また、平出は一字あけ、欠字は一字あけとし、読みやすくするため読点を付した。

一、旧元總社役場関係資料調査報告書

1 旧元總社役場関係資料

旧元總社役場関係資料は、『旧役場資料』というものの、元總社村についての江戸時代後半の地方文書を始めとして、明治・大正・昭和の一貫した資料を並べることができる。この中には、近世・近代の当地域の施政状態や人々の生活等の資料はもちろんのこと、周辺地域さらに前橋市の様相を推定する上で、貴重な資料も含まれている。

しかしながらこの資料については、現在まで本格的調査がなされていないばかりでなく、一六会（会長都木節章氏）によって保存され散逸・消失の難を逃れ現在に至っているという状態であった。このため前橋市では、この資料を管理する者である一六会及び県史編さん室等多くの人々の協力を得、文化財調査委員による調査を左記のとおり実施した。

調査期日 昭和五十五年十月二十八・二十九日

調査の対象 旧元總社役場関係資料

調査者 前橋市文化財調査委員

山田 武 慶

中沢 右 吾

丸山 知 良

松島 栄 治

調査の方法

一六会の所有・管理による資料のうち、江戸時代の冊子文書、及び明治・大正時代の資料すべてに、整理番号をつけ、カードを探り、目録を作った。これは九七二点を計上し、そのうちの一部について写真撮影を行い記録化を図った。さらに番号を表記してダンボール箱二十一個に収納した。

ただし、江戸時代の一紙文書昭和時代の資料については未整理・未調査で、大分類のみ行い別箱に収納した。

(1) 天保七年八月 中歳小前取極請印帳

天保七年
八月廿一日

申歳小前取極請印帳

元總社村東組

重右衛門

一當夏中是迄雨天相続出畠共=違作=付、雜穀直段格別引上ひ=付、此度世間さわかしく相成=付、当村=も伊藤其外隣村新設屋、当八月廿二日夜打潰=付、賛札等有之=付、右一件=携中間=付、尤心付あや敷區聞人声等致当村へ不及申、講村其外=も=も聞付次第、名主元=早々可申聞、若方々一石等之義有之=付、見物=も一切出申間數、尤不世柄=亦得ハ、此末共心付可申ひ、右之通被仰聞、同承知奉畏=付、然上ハ村御役人中請御糸岡可申ひ、依之左=御請油印仕申令、仍如件

八月
天保七年

三左衛門

栄次郎

武七

仁右衛門

藤藏

惣左衛門

丑五郎

銀右衛門

兵右衛門(印)

同月十五日前後共二日

勝之(印)

七月十一日

良(印)

九月九日・十日前後共四日

源五郎(印)

十二月廿六日一日

元良(印)

右四度之儀(印)條之内も商ひいたし、其餘(印)を決シ不相成之趣、被

権右衛門(印)

仰聞、承知仕ひ、然々上ハ村三人衆為縛、不時御見廻、成諸事御

大兵衛(印)

改之上、若心得違之若有之煮燒之品究ひへ、品物御取あげ、其者商ひ

惣兵衛(印)

一切可相止旨御被、仰渡、是又承知奉畏ひ、依之左御請連印仕外處、

門右衛門(印)

仍如件

天保十九年

(整理番号一一一の七)

六月廿日

天保十九年六月

村方喰物商停止請印帳

元物社村西組

六月廿日

天保十九年六月

一、天保十九年

村方喰物商停止請印帳

名主 撃兵衛(印)

六月廿日

覺

一、干糞子之外充へからす(印)

一、草物類充へからす(印)

一、豆腐・蒟蒻・致煮焼い物充へからす(印)事

一、魚鳥之類致煮多ひ物充へからす(印)事

一、鶴致煮燒先へからず(印)

右ケ條之通喰物元申間敷(印)前々々被仰聞有之外處、近年相弛(印)付、此度右喰物商之義(印)皆不相成旨仰付、承知奉畏(印)、然處每年三月朔日・一日

(3) 弘化四年八月 祭礼・对小前取極・印形報

(整理番号一一七の10)

喜之助

柳藏(印)

長兵衛(印)

伊右衛門(印)

定吉(印)

太右衛門(印)

富蔵(印)

代五郎(印)

和五郎(印)

長吉(印)

皆吉後家(印)

長七(印)

孝藏(印)

〔弘化四年〕

祭礼・对小前取極・印形

元穀社村

丙組

世話人 利吉^甲

同 美和吉^甲

世話人 仙藏^甲

同 桐助^甲

八月七日

御役人衆中

(整理番号) 一一一の16)

(連名は二段にした)

〔文久三年〕二月 御改革小前^乙 申渡速印帳

一当村惣社大明神神事祭礼之儀、去ル亥年中操替三月九日・十日祭礼執行仕公處、春ハ諸事不勝手。付、猶又当年五月九日・十日祭礼定例とし。中古之通様皆直し仕度、御領入会之町々迄一同相談仕、私共物代として御願申上レ上ハ、以後操替等之儀御願申上間敷引間、何卒此節中古之通。御願申上レ、依之佐之通印形仕業上申レ處、仍如件

〔文久三年〕二月 御改革小前^乙 申渡速印帳

元穀社村西組

名主 織作

阿弥陀寺町宿 清藏^甲 下ノ下町 宿 浅吉^甲

同 嘉四郎^甲

新田町

世話人

庄兵衛^甲

留五郎^甲

殿小路町 藤兵衛^甲 番崎町 宿 谷吉^甲

同 安老郎^甲

栗崎町

世話人

孝藏^甲

谷吉^甲

鶴小路町 藤兵衛^甲 宿 谷吉^甲

同 世話人

上ノ下町

宿

留五郎^甲

谷吉^甲

上町 宿 谷吉^甲 金井町 宿 谷吉^甲

同 世話人

馬場町

宿

谷吉^甲

上町 宿 谷吉^甲 里次郎^甲 宿 谷吉^甲

同 世話人

馬場町

宿

谷吉^甲

上町 宿 谷吉^甲 倉八^甲 宿 谷吉^甲

同 世話人

馬場町

宿

谷吉^甲

上町 宿 谷吉^甲 沢藏^甲 宿 谷吉^甲

同 世話人

馬場町

宿

谷吉^甲

上町 宿 谷吉^甲 長兵衛^甲 宿 谷吉^甲

同 世話人

馬場町

宿

谷吉^甲

上町 宿 谷吉^甲 孫四郎^甲 宿 谷吉^甲

同 世話人

馬場町

宿

谷吉^甲

上町 宿 谷吉^甲 七助^甲 宿 谷吉^甲

同 世話人

馬場町

宿

谷吉^甲

上町 宿 谷吉^甲 七助^甲 宿 谷吉^甲

同 世話人

馬場町

宿

谷吉^甲

上町 宿 谷吉^甲 七助^甲 宿 谷吉^甲

同 世話人

馬場町

宿

谷吉^甲

上町 宿 谷吉^甲 七助^甲 宿 谷吉^甲

同 世話人

馬場町

宿

谷吉^甲

上町 宿 谷吉^甲 七助^甲 宿 谷吉^甲

同 世話人

馬場町

宿

谷吉^甲

上町 宿 谷吉^甲 七助^甲 宿 谷吉^甲

同 世話人

馬場町

宿

谷吉^甲

上町 宿 谷吉^甲 七助^甲 宿 谷吉^甲

同 世話人

馬場町

宿

谷吉^甲

上町 宿 谷吉^甲 七助^甲 宿 谷吉^甲

同 世話人

馬場町

宿

谷吉^甲

様、形行の如き以外之事共。耳。右体ニ日甚自然若者共、よからぬ道。

道。撫御柔弱ニ流し、終。者持前農業を忘り、先祖持米ル田畠人手。

渡し、無余儀餘業ニ移、あるひは其住居兼ひ極、成行誠ニ以敷

ケ敷事。ハシ、猶又博奕御制禁。前々嚴重被仰出有之處、中

族之者共平常教方之精視。聞可申、當時勢之御模様も有之不容易御

時節、百姓ハ弥々古代之風儀忘却不致、何事質素ニ致、振舞等之節、

新類組合之外大勢を招かず、僕約専ニいたし、怠慢之風ニ不流、農事相

勵ひ儀肝要。ハシ条、村役人其身之行を正し、他之そしりを不請様

心掛、小前を教喩。して農事を勤し、役威を以非分無之様親敷申合、

聊以心得違無之様可致ハ、且又米穀を初、口用之薪炭迄格外高直。壳

出し、其外右ニ付品貿賃等送、過分之給分を取ぬよし、是又當前之

利徳。走リ、本葉之農事を忘れ、甚可相成如何之事。ハシ、たたしお株

間屋共たり共大造、充出し高利を貪ハ儀無之様可心掛ハ

一近來御領分村方々、聖御城下町主借家在致商旅も有之哉。相聞

不培之事。ハシ、無邊子細有之有之願済之上ハ、格別以來無沙汰右体之

儀無之様、急度可相守ゆ

右之越村中大小之百姓、寺社門前・水呑・至迄、村役人方呼出し、銘

々親敷為申聞、諸書印形取置、其旨役人共書面を以、來ル廿日迄支配

御代官迄可差出ハ

右ニ付サム廻方之者折々差出し、若違背之証於有之者、當人不及申

品ニ寄其外之者迄、急度可及沙汰ハ条、精々之行届ハ様可致もの也

別紙相奉ハ、尤此廻状披見之上、村名下ニ令受請、早々順達留りタる会所

可相連ハ
支那
高崎

亥二月

亥二月朔日 役所

此度

御上落付在中火之丸勿論、諸事取締向入念ニ可申ハ

一在中村役人井辻番人共御相済ハ迄、昼夜無怠相廻リ可申ハ

一在中井寺院其他之者堅、逗留為致問敷ハ

一在中井寺院懇意人寄等一切仕間敷

一在中井寺院普請等無用可致ハ

一在中さ他所ニ不罷、若無撫儀有之節、村役人正相屈ニ他出可致ハ

右之通村中大小之百姓、寺社門前・水呑・至迄、不洩様為申聞、尤寄寄

之寺社也。此旨可申通者也。

亥

二月十三日

高崎

役所

高崎

市五郎

森右衛門

徳次郎

造酒之助

太母

雄之助

三右衛門

伊左衛門

忠助

文次郎

密藏

吉

八十次郎

久兵衛

佐次兵衛

草左衛門

八右衛門

長左衛門

七右衛門

九左衛門

森左衛門

米吉

輪太

七

伝左衛門

伊左衛門

忠助

文次郎

密藏

吉

八十次郎

久兵衛

佐次兵衛

連 藏

七五郎

度相故申ひ、然々上アラシ前一同取極議定連印左之通

藤 兵衛

鶴 松

春 □老反。付

藤 七

武百七拾文

五月株ねき老反。付

勘 藏

八百文

荒人 □植老反。付

龜 藏

八百文

他田 □老反。付

辰 右衛門

五百文

田之草老反。付老ばん。

木 八

五百文

田草老反。付老ばん。

前書之名前相違無御座い以上

元惣社村西組

百姓代 太重郎

五百文

□取 □斗 □代取極

文久アラシ年
二月廿日

百姓代 吉

三百文

早乙女

同 組頭

百姓代 清

三百文

大麦こなし

同 同

百姓代 吉

三百文

稻石小麦こなし

同 名主

百姓代 吉

三百文

畠休地うない老反。付

同 儀

百姓代 吉

三百文

秋田うない老反。付

同 作

百姓代 吉

三百文

桑口福上女アラシ八日定メ

(整理番号

I—一の26)

麦こき九日定メ

(連名は二段にした)

百姓代 吉

三百文

種こき九日

同 善

百姓代 吉

三百文

とうちより八十日迄十日

同 善

百姓代 吉

三百文

八十八ヤタ二百十日迄六日

文久三年六月

作日雇并請取師事取極帳

二百十日よりとうち迄七日

六月

元惣社村西組

市五郎

名主

儀作

森右衛門

縫之助

市五郎

当村方作日雇請取師事、近年縫之助成ひ付、此度相成ひ付、此

鶴松
其左衛門
氏藏
弥之八

ヤ、效ニ昔曾衛生会所ヲ設立シ、子法諭告及ヒ施薬等ノ件ヲ施行シ、
仮リニ左ノ規則ヲ設ケ広ク有志諸君ノ醵金ヲ請ヒ、以テ与ニ仁城壽境
ニ踏ラン事ヲ望ム、冀クハ其多キヲ借マズ少ナキニ愧チス出金アラン
事ヲ

(整理番号 一一七の27)

(6) 明治十二年八月 群馬県衛生報告第二回

群馬県衛生報告第二回

群馬県衛生報告第一回

明治十二年八月十三日

虎列拉病予防ノタメ東群馬郡前橋曲輪町ニ於テ、有志者醵金ヲ以衛生
会所ヲ設置センコトヲ請願ニ由リ許可ス、依テ其趣旨規則等ヲ左ニ上
梓シ此旨報告ス

前橋衛生会所設立趣旨

夫レ虎列良ノ病タルヤ其伝染ノ迅速ニシテ且劇烈ナル未タ之レニ過
ル者アササルナリ、而メ病毒實々ノ中ニ潜伏シ予防ノ方法モ亦易々タ
ラストス、然レトモ近属大ヒニ子防ノ術ヲ講シ之レガ理論ニ照シ、実
際ニ徹スルモ確然トシテ効功ヲ奏セザル事アルナシ、官夙トニ予防法
ヲ設ケ、又タ各々実行セラル、事素ヨリ欠典アル事ナシト雖モ、人民
亦相互ニ適宜ノ方法ヲ設ケ予防保護ノ道ヲ竭サ、ル可ラス矧シヤ、貧
民ニ至テハ予防ノ資ニ乏シク、防タヘキ者ヲ防カスシテ一朝此病ニ斃
ル誠ニ傷マシカラスヤ、而メ其不幸此ニ止マラス之ヲ四隣ニ伝ヘ、竟
ニ四方ニ蔓延スルニ至ル歎感遠カラス、既ニ大阪及ヒ兵庫ノ如キ日々
斃ルミ者百余人、其他山口ニ長崎ニ鹿児島等ニ蔓延シ、東京及其近傍
ノ地ニ於テ既ニ三四ノ患者ヲ見ルニ至レリ、本県ニ於テモ類似ノ症三
名ニ及ベリ、今ニシテ防遏拒絶スルニアラズ、幾多ノ生靈ヲビス
ニ至ルヤ亦木タ知ルヘカラス、覺ニ有志ノ徒袖手傍観スルノ時ナラ

一 虎列良病予防法及其施設等ヲ施行スル為メ曲輪町四番地ニ仮会所ヲ
設立スル事
一 此社ノ擔任スル件左ノ如ク
一 貧民ニ予防薬等ヲ施与スル事
一 貧困ニシテ十分ニ猶豫ノ行届カサル者ハ其報告ニ由テ速ニ猶豫人足
フ派出セシムル事

右等ノ資金ヲ平易ナル文ヲ以テ虎列良病ノ心得ヲ論告スル事
各人民工潤レナク平易ナル文ヲ以テ虎列良病ノ心得ヲ論告スル事
一 予防法ニ通曉セル者一人ヲ擧ケテ本社事務委員トナス事
一 遊金高並ニ支出高ハ明瞭ニ調査スル為メ会計委員ヲ置キ新聞紙ヲ以
テ損助金ノ姓名金額ヲ報告セシムル事

(整理番号 一一九の4)

(7) 明治十七年十月 道敷漬地免租願

道敷漬地免租願

西群馬郡 内藤分村

字村南七百六拾三番
元畠五畝拾七步

此地私武拾九錢七厘
此地私武拾九錢七厘

一道敷反別堀畠四歩

木暮市五郎

烟反別式畠式拾四歩

此收穫麦堀斗九升七合五勺

但シ六等地堀反歩付
支石三斗五升

此地租四錢堀屋

此地借三円拾五錢

但シ六等地堀反歩付
支石三斗五升

此地租七錢八厘

字村南七百六拾五番

右著明治御十六年七月利根川洪水之際欠落付、道路敷地奉願付
如、本年一月五日付ヲ以御開届ケ相成、十一月中ヨリ工事着手仕候間
御成規之通地租御免除地成下度此段奉願付也

元烟堀反五畠歩

明治十七年十月八日

此地借式拾八円四拾五錢八厘

当村願人 木暮市五郎
大山伊勢松

小峯 德弥

此地租七拾老堀錢堀屋

内 峰 德弥

一道敷反別拾六歩

大山伊勢松

此收穫麦六升四合

群馬県令 佐藤興三殿

此地借堀斗九升錢堀屋

但シ七等地堀反歩付
支石三斗五升

前書之通相違無御座付奥書調印

字村南七百六拾番

仕付也

戸長代理

元烟四畠拾六歩

用掛 松田重菊

此地借八円六拾錢堀屋

〔書面願之通聞届候条本年五月
ヨリ免租之義ト可相心得事

一道敷武拾四歩

県令代理

此收穫麦九升六合

明治十七年十月十五日 群馬県大書記官 森解園

此地借堀斗九升錢堀屋

(整理番号 II-7の11)

此地租三錢八厘

(整理番号 II-7の11)

合反別式反五畠三步

(8) 明治十八年二月 鉄道敷地済地御免願

此地借四拾八円九拾三錢九厘

〔鉄道敷地済地御免願
西群馬郡内藤分村〕

外反別式武拾四歩

内

御免租可相願分

鉄道敷地地漬地御免租額

西群馬郡内藤分村

其地価四拾八円八拾七錢三厘

其地租金壹円廿二錢武厘

一反別四畝五步 持主 近藤 篤平

其地価三拾円三拾九錢四厘

其地租金七拾六錢

六百七拾一番 四

元畠反別毫畝廿三步

其地価三円三拾五錢武厘

其地租金三錢八厘

一反別式毫畝三武厘 持主 大谷米次郎

其地価壹円三十武錢八厘

其地租金三錢三厘

元田反別毫畝武拾步

其地價拾円九十七錢九厘

其地租金廿七錢四厘

一反別七步 持主 近藤清五郎

其地價毫円五拾三錢七厘

元田反別毫畝拾步

其地價拾円九十七錢九厘

其地租金廿七錢四厘

(六百六十五番近藤 儀半分 六百六十六番西大谷米次郎分略す)

六百六十八番 西

其地價拾六円武拾壹錢四厘

其地租金五拾武円五拾七錢九厘

其地價七拾四円五拾八錢三厘

其地租金壹円八十六錢五厘

一反別七畝拾七步 持主 大谷米次郎

六百七拾壹番 西

其地價五拾武円五拾七錢四厘

其地租金壹円三拾壹錢四厘

元田反別六畝武拾壹步

字 橫 橫 四 本

元田反別毫畝六步

其地價九円拾七錢武厘

其地租金武拾武錢九厘

一反別式拾畝武歩

持主 近藤益十郎

其地價五円六拾錢五厘

其地租金拾四錢

六百九十四番 四

其地價八円八拾五錢四厘

其地租金四拾七錢四厘

一反別毫畝廿三步 持主 都木 嘉六

其地價三円五拾錢四厘

其地租金三拾三錢八厘

六百六十九番 五步

其地價八円八拾五錢四厘

其地租金四拾七錢四厘

元田反別毫畝十二步

其地價七拾四円五拾八錢三厘

其地租金壹円八十六錢五厘

一反別七畝拾七步 持主 大谷米次郎

其地價五拾武円五拾七錢四厘

其地租金壹円三拾壹錢四厘

六百七拾壹番 西

其地價七拾四円五拾八錢三厘

其地租金壹円八十六錢五厘

元田反別六畝武拾壹步

字 橫 橫 四 本

其地価九円拾六銭
其地租金武拾四銭九厘

(字六百六十七番西近藤嘉十郎分・六百五拾三番横橋近藤儀平分略す)

六百五拾三番横橋四歩乙

元田反別四戻拾三步

其地価三拾武円三拾三銭五厘

其地租金八拾錢八厘

持主林倉寺

一反別三畝四歩

其地価武拾七錢老屋

其地租金五拾七錢老屋

(字六百五拾番横橋林倉寺分略す)

六百五十一番横橋四歩乙

元田反別四歩

其地価九拾七錢三厘

其地租金武拾四厘

持主温井市郎治

一反別四歩

其地価九拾七錢三厘

其地租金天錢四厘

(字三百三十四番地温井市郎治分略す)

六百五十五番西三本

元田反別宅反老屋拾六步

其地価九拾三円三拾五錢五厘

其地租金武拾三拾三銭五厘

其地租金武拾三拾三銭五厘

元度別拾三步

持主兼田龟吉

其地価三円六拾老屋四厘
其地租金九銭

(字三百三十五番三百三十三番三百三十九番地林倉寺分三ヶ所百二拾六番九拾武番近藤嘉十郎分二ヶ所略す)

六百五拾三番横橋地下字染地

元田反別老屋拾步

其地価九拾八円四拾四銭老屋

其地租金武拾八円四拾四銭老屋

一反別武戻拾五步

其地価武拾老屋七拾老屋五厘

其地租金五拾四銭三厘

(字六百廿八番横橋近藤嘉十郎分略す)

元田反別老屋反老屋拾六步

其地価九百六拾四円九拾四銭九厘

其地租金武拾四円拾武銭武厘

一反別四反九戻拾三步

其地価三百六拾六円廿六銭四厘

其地租金九円拾五銭七厘

(字三百三十四番地温井市郎治分略す)

元烟反別老屋反老屋拾五步

此地価四拾六円七拾五銭

此地租金老屋拾六円廿六銭四厘

一反別老屋拾步

此地価武円拾三銭老屋

此地租金五銭三厘

右者高崎前橋間鐵道御設置付、本村地内跨線路。係ル地所明治十七年
三月御買上相成ル付、成規之通。地租御免被成下度、此段一同免印
ツ以テ奉願上為也

西群馬郡内藤分村

地主願人

近藤喜十郎(印)

都木嘉六(印)

大谷米太郎(印)

近藤清五郎(印)

古藤弥十郎(印)

温井市郎治(印)

林倉寺(印)

鍾田龟吉(印)

金井仙次郎(印)

中嶋小前(印)

申城小前(印)

村方取極小前(印)

中嶋小前(印)

申城小前(印)

村方取極小前(印)

中嶋小前(印)

元柳社村東組小前(印)

印紙

村方取極小前(印)

百姓代見立小前(印)

百姓代見立小前(印)

百姓代見立小前(印)

百姓代見立小前(印)

2 旧元總社役場關係資料目録

I 江戸時代(文書番号1~272) 一、村政

整理番号	文書番号	標題	年次	備考
20	19	御触書小前請印帳	文政七年正月九日	後約について
19	18	石川玉水正様御触書写	文政七年正月九日	
18	17	御触書小前請印帳	文政七年正月九日	
17	16	御触書小前請印帳	文政七年正月九日	
16	15	御触書小前請印帳	文政七年正月九日	
15	14	御触書小前請印帳	文政七年正月九日	
14	13	御触書小前請印帳	文政七年正月九日	
13	12	御触書小前請印帳	文政七年正月九日	
12	11	御触書小前請印帳	文政七年正月九日	
11	10	御触書小前請印帳	文政七年正月九日	
10	9	御触書小前請印帳	文政七年正月九日	
9	8	御触書小前請印帳	文政七年正月九日	
8	7	御触書小前請印帳	文政七年正月九日	
7	6	御触書小前請印帳	文政七年正月九日	
6	5	御触書小前請印帳	文政七年正月九日	
5	4	御触書小前請印帳	文政七年正月九日	
4	3	御触書小前請印帳	文政七年正月九日	
3	2	御触書小前請印帳	文政七年正月九日	
2	1	御触書小前請印帳	文政七年正月九日	
216	225	223	223	227
216	225	223	223	227
215	224	221	221	227
214	223	219	219	227
213	222	217	217	227
212	221	216	216	227
211	220	215	215	227
210	219	214	214	227
209	218	213	213	227
208	217	212	212	227
207	216	211	211	227
206	215	210	210	227
205	214	209	209	227
204	213	208	208	227
203	212	207	207	227
202	211	206	206	227
201	210	205	205	227
200	209	204	204	227
199	208	203	203	227
198	207	202	202	227
197	206	201	201	227
196	205	200	200	227
195	204	199	199	227
194	203	198	198	227
193	202	197	197	227
192	201	196	196	227
191	200	195	195	227
190	199	194	194	227
189	198	193	193	227
188	197	192	192	227
187	196	191	191	227
186	195	190	190	227
185	194	189	189	227
184	193	188	188	227
183	192	187	187	227
182	191	186	186	227
181	190	185	185	227
180	189	184	184	227
179	188	183	183	227
178	187	182	182	227
177	186	181	181	227
176	185	180	180	227
175	184	179	179	227
174	183	178	178	227
173	182	177	177	227
172	181	176	176	227
171	180	175	175	227
170	179	174	174	227
169	178	173	173	227
168	177	172	172	227
167	176	171	171	227
166	175	170	170	227
165	174	169	169	227
164	173	168	168	227
163	172	167	167	227
162	171	166	166	227
161	170	165	165	227
160	169	164	164	227
159	168	163	163	227
158	167	162	162	227
157	166	161	161	227
156	165	160	160	227
155	164	159	159	227
154	163	158	158	227
153	162	157	157	227
152	161	156	156	227
151	160	155	155	227
150	159	154	154	227
149	158	153	153	227
148	157	152	152	227
147	156	151	151	227
146	155	150	150	227
145	154	149	149	227
144	153	148	148	227
143	152	147	147	227
142	151	146	146	227
141	150	145	145	227
140	149	144	144	227
139	148	143	143	227
138	147	142	142	227
137	146	141	141	227
136	145	140	140	227
135	144	139	139	227
134	143	138	138	227
133	142	137	137	227
132	141	136	136	227
131	140	135	135	227
130	139	134	134	227
129	138	133	133	227
128	137	132	132	227
127	136	131	131	227
126	135	130	130	227
125	134	129	129	227
124	133	128	128	227
123	132	127	127	227
122	131	126	126	227
121	130	125	125	227
120	129	124	124	227
119	128	123	123	227
118	127	122	122	227
117	126	121	121	227
116	125	120	120	227
115	124	119	119	227
114	123	118	118	227
113	122	117	117	227
112	121	116	116	227
111	120	115	115	227
110	119	114	114	227
109	118	113	113	227
108	117	112	112	227
107	116	111	111	227
106	115	110	110	227
105	114	109	109	227
104	113	108	108	227
103	112	107	107	227
102	111	106	106	227
101	110	105	105	227
100	109	104	104	227
99	108	103	103	227
98	107	102	102	227
97	106	101	101	227
96	105	100	100	227
95	104	99	99	227
94	103	98	98	227
93	102	97	97	227
92	101	96	96	227
91	100	95	95	227
90	99	94	94	227
89	98	93	93	227
88	97	92	92	227
87	96	91	91	227
86	95	90	90	227
85	94	89	89	227
84	93	88	88	227
83	92	87	87	227
82	91	86	86	227
81	90	85	85	227
80	89	84	84	227
79	88	83	83	227
78	87	82	82	227
77	86	81	81	227
76	85	80	80	227
75	84	79	79	227
74	83	78	78	227
73	82	77	77	227
72	81	76	76	227
71	80	75	75	227
70	79	74	74	227
69	78	73	73	227
68	77	72	72	227
67	76	71	71	227
66	75	70	70	227
65	74	69	69	227
64	73	68	68	227
63	72	67	67	227
62	71	66	66	227
61	70	65	65	227
60	69	64	64	227
59	68	63	63	227
58	67	62	62	227
57	66	61	61	227
56	65	60	60	227
55	64	59	59	227
54	63	58	58	227
53	62	57	57	227
52	61	56	56	227
51	60	55	55	227
50	59	54	54	227
49	58	53	53	227
48	57	52	52	227
47	56	51	51	227
46	55	50	50	227
45	54	49	49	227
44	53	48	48	227
43	52	47	47	227
42	51	46	46	227
41	50	45	45	227
40	49	44	44	227
39	48	43	43	227
38	47	42	42	227
37	46	41	41	227
36	45	40	40	227
35	44	39	39	227
34	43	38	38	227
33	42	37	37	227
32	41	36	36	227
31	40	35	35	227
30	39	34	34	227
29	38	33	33	227
28	37	32	32	227
27	36	31	31	227
26	35	30	30	227
25	34	29	29	227
24	33	28	28	227
23	32	27	27	227
22	31	26	26	227
21	30	25	25	227
20	29	24	24	227
19	28	23	23	227
18	27	22	22	227
17	26	21	21	227
16	25	20	20	227
15	24	19	19	227
14	23	18	18	227
13	22	17	17	227
12	21	16	16	227
11	20	15	15	227
10	19	14	14	227
9	18	13	13	227
8	17	12	12	227
7	16	11	11	227
6	15	10	10	227
5	14	9	9	227
4	13	8	8	227
3	12	7	7	227
2	11	6	6	227
1	10	5	5	227
0	9	4	4	227
-1	8	3	3	227
-2	7	2	2	227
-3	6	1	1	227
-4	5	0	0	227
-5	4	-1	-1	227
-6	3	-2	-2	227
-7	2	-3	-3	227
-8	1	-4	-4	227
-9	0	-5	-5	227
-10	-1	-6	-6	227
-11	-2	-7	-7	227
-12	-3	-8	-8	227
-13	-4	-9	-9	227
-14	-5	-10	-10	227
-15	-6	-11	-11	227
-16	-7	-12	-12	227
-17	-8	-13	-13	227
-18	-9	-14	-14	227
-19	-10	-15	-15	227
-20	-11	-16	-16	227
-21	-12	-		

43	42	41	40	39	37・38	37	36	35
247	259	162	147	135	244・246	225	88	6
名寄帳 力	名寄帳	西銀券東銀券 送帳	烟万名寄帳	烟万名寄帳 (上・下)	新田烟万名寄帳 金	田方名寄帳全	田方割合小浦面付帳	田方三年二月三日
不明	不明	不明	安政 三年	安政 四年	安政 三年	安政 四年	安政 三年	安政 三年二月三日
表紙欠	内 華分村	表紙欠						

12~31														
49・119・120・141~151 248~250・252・253 255・256														
出生人死失人書上候														
17	16	15	14	13	10~12	9	8	7	6	5	4	3	2	1
241	33	22	36	133	64~66	57	208	209	50	76	20	19	18	45
村開米穀戻小前付帳	付帳	村開米穀戻下ヶ小前	御勘定取調書上帳											
弘化二年六日	弘化二年二月二日	天保十三年二月二年	天保八年三月	天保七年春	天保二年四月	文政十五年五月	文政五年九月	文政二年七月	文政二年八月	文政二年八月	文政二年八月	文政二年八月	文政二年八月	文政二年八月
計二十間、前半の上出	生人た綱	死失人を書上出	文政六年三月	慶応三年三月										

39	37・38	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22・21	20	19	18
84	52・54	48	212	23	58	79	41	81	17	186	53	49	34	27	24	38・39	80	40	26
村開米穀戻小前付帳	御勘定取調書上帳	御勘定取調書上帳	御勘定取調書上帳	御勘定取調書上帳	御勘定取調書上帳	御勘定取調書上帳	御勘定取調書上帳	御勘定取調書上帳	御勘定取調書上帳	御勘定取調書上帳	御勘定取調書上帳	御勘定取調書上帳	御勘定取調書上帳	御勘定取調書上帳	御勘定取調書上帳	御勘定取調書上帳	御勘定取調書上帳	御勘定取調書上帳	御勘定取調書上帳
慶応十三年十一月二十八日	慶応三年四月十九日	文久二年六月	万延一年元月二十二日	安政二年元月二十三日	安政二年九月	嘉永二年七月	弘化四年六月	弘化三年九月	弘化三年九月	弘化三年九月									

七、產業・交通・金融

15	14	1~13
239	42	67~74・77・78 234・235・240
タ ク	無 題	新竹改古上版
辰 年	文安嘉 久政永保 年・五 慶應三年	天 保 年 弘化二 四年 八月
亥 年	竹改織力	各年一冊
	表紙欠・竹改織力	

六、新竹改

40~58
9~16・21・29~32
35・37・91・92・110
111
引脚上様御下妻社西之新家
文政四年(一
慶応三年
は計十六間、慶応元年
三月アリ

	5	4	3	2	1
	251	89	47	46	122
寛	御本丸御普請御三玄天金 割合帳	冬	天狗岩塙諸色割付帳	米貢春天狗岩塙 物実類帳	明和六年 十二月 代永
郊年	嘉永	天保九年 二月	天保八年 二月十一日	元年	明和六年 十二月
十月	元年	一月	一日	三納當年切	關東川普請

八、堰・普請

明治・大正時代(文書番号500~1140)										十、その他の記録									
7	6	5	4	3	2	1	整理番号	文書番号	標題	年次	3	1~2	4	3	1~2				
714	767	779	751	734	721	718			元郷社村水泊等一札帳	文化九年	243	125~126	137	128	123~124				
西郷馬部序戸長職目	戸長役人願書	代理人投票小前進名帳	帳社積載検査人投票連名	不明					高崎赤城町式七後家屋敷	文政五年八月			甲州無宿武州本庄宿三	括合一件					
明治二十二年六月二十六日	定機日付付長役人請決	明治二十二年五月二年	明治二十二年八月一年	明治二十二年十一月一年	明治二十二年九月八日	明治二十二年六月六日			天保十三年	文政七年十月			生委員政選投票連名簿	文政五年五月五日					
西郷馬部序戸長職目	戸長役人願書	元郷社・大友・内藤	戸分・大波村の件含四ヶ村	元郷社・大波村の件含四ヶ村					慶応三年	文政三年五月五日			監理等						
元郷社外三ヶ村用掛	戸長役人願書	元郷社・大友・内藤	戸分・大波村の件含四ヶ村	元郷社・大友・内藤					断欠										

明治・大正時代(文書番号500~1140)																						
61	60	59	58	25~57	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	
933	932	766	925	673		923	988	934	1005	924	993	931	852	750	749	748	712	747	717	716	793	739
				705																		
都公議員選手人名簿	県議会議員選手人名簿	衆議院議員選手人名簿	本会第	第一種	八西郷馬部元郷社村々会第	戸長役人願書	諸約并申台帳	町村会議事元郷	戸長役人願書	村会議員選手人名簿	諸約并申台帳	戸長役人願書	衛生委員投票連名簿									
明治二十二年八月二十六日	明治二十二年五月二年	明治二十二年五月二年	明治二十二年五月二年	明治二十二年五月二年	明治二十二年五月二年	明治二十二年五月二年	明治二十二年五月二年	明治二十二年五月二年	明治二十二年五月二年	明治二十二年五月二年	明治二十二年五月二年	明治二十二年五月二年	明治二十二年五月二年	明治二十二年五月二年	明治二十二年五月二年	明治二十二年五月二年	明治二十二年五月二年	明治二十二年五月二年	明治二十二年五月二年	明治二十二年五月二年		
大正四年八月二十六日	大正四年八月二十六日	大正四年八月二十六日	大正四年八月二十六日	大正四年八月二十六日	大正四年八月二十六日	大正四年八月二十六日	大正四年八月二十六日	大正四年八月二十六日	大正四年八月二十六日	大正四年八月二十六日	大正四年八月二十六日	大正四年八月二十六日	大正四年八月二十六日	大正四年八月二十六日	大正四年八月二十六日	大正四年八月二十六日	大正四年八月二十六日	大正四年八月二十六日	大正四年八月二十六日	大正四年八月二十六日		
元郷社・大波村の四ヶ村	元郷社・大波村の四ヶ村	元郷社・大波村の四ヶ村	元郷社・大波村の四ヶ村	元郷社・大波村の四ヶ村	元郷社・大波村の四ヶ村	元郷社・大波村の四ヶ村	元郷社・大波村の四ヶ村	元郷社・大波村の四ヶ村	元郷社・大波村の四ヶ村	元郷社・大波村の四ヶ村	元郷社・大波村の四ヶ村	元郷社・大波村の四ヶ村	元郷社・大波村の四ヶ村	元郷社・大波村の四ヶ村	元郷社・大波村の四ヶ村	元郷社・大波村の四ヶ村	元郷社・大波村の四ヶ村	元郷社・大波村の四ヶ村	元郷社・大波村の四ヶ村	元郷社・大波村の四ヶ村		

16	14・15	13	11・12	10	8・9	5～7	4	3	2	1	65	64	63	62
516	610	518	617	530	611	629～631	868	837	841	527	1058 — 2	1047	1058	1044
納取立帳	立帳	帳突西田方米納石代金收立	去王中藏分川々國役金取立	下西田方御檢見内見帳	去ル辛木・壬申兩歲分用	癸亥烟方水納租稅元增立	當王中田方御檢見内見帳	租稅皆済帳	當王中田方御檢見内見帳	議事・村会議録	元號社村村委会議錄	衆議院議員選舉人名簿	議事・村会議録	議事・村会議録
明治四年	明治一月	明治七年	明治六年	明治十一年	明治十六年	明治八月	明治五年	明治九月	明治五年	大正五年	大正十六年	大正十三年	大正十五年	大正一日
四冊														

39	38	37	36	35	33・34	32	31	29・30	28	27	26	25	23・24	22	21	20	19	18	17
866	523	659	528	633	619 620	602	817	513 515	519	660	517	532	613 614	529	632	720	534	759 — 1	1003
乙次種稅上納別割合帳	帳	元丙子民費ヶ月調反掛割合	帳突西田方米納石代金收立	當王中田方御檢見内見帳	去申成龍川々國役金取立	萬難入費夏割合取立	御租稅取立	帳戊田方御檢見内見帳	帳乙亥民費月々調反掛割合	甲戌田方米納石代金收立	甲戌田方米納石代金收立	万難入費冬割合取立	立區長井村役人給戸數割取	帳去癸酉歲川々國役金取立	甲戌知方租稅水納元增立	甲戌知方租稅水納元增立	當甲戌田方內見帳	癸酉租稅上納割賦帳	民費分掛取應帳
明治五年	明治一月	明治九年	明治八年	明治八年	明治八月	明治八月	明治八月	明治八月	明治八月	明治八年	明治八年	明治八年	明治十一月	明治十一月	明治十一月	明治十七年	明治十七年	明治六七年	明治六七年
上巻																			元號社村の由來高

157	156	155	154	153	152	151	150	149	148	147	146	145	144	143	142	141	140	139	138	137	136	135
937	929	960	956	958	957	935	919	900	899	954	877	952	953	951	942	909	964	1001	905	888	930	897
発收簿	國稅納付書類	國費徵收簿	國稅隨時取	收入命令簿	付稅應出簿	區費支出命令簿																
明治四十一年度	明治四十二年	明治四十三年	明治四十五年	明治四十四年	明治四十五年																	
タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ

176	175	174	173	172	171	170	169	168	167	166	165	164	163	162	161	160	159	158	有地租集計簿	話發用動面附扣	明治四十五年	
1127	1102	1126	1091	1085	1125	1089	1065	1090	1138	1124	1100	1049	1123	1099	1088	589	509	1007	課稅等書類	課稅附加稅所得徵收簿	明治四十五年	
國稅金取納票	國稅金取納票	國稅金取納票	國稅金取納票	國稅金取納票	國稅金取納票	國稅金取納票	國稅金取納票	國稅金取納票	國稅金取納票	國稅金取納票	國稅金取納票	國稅金取納票	國稅金取納票	國稅金取納票	國稅金取納票	國稅金取納票	國稅金取納票	國稅金取納票	國稅金取納票	國稅金取納票	國稅金取納票	
大正五年	大正四年	大正二年	大正二年	大正元年	不詳																	
万義入資取立入帳力	一圓合繩	一圓合繩																				
自家用課稅簿	類稅收納簿	類稅收納簿																				
明治四十五年	明治四十五年	明治四十五年	明治四十五年	明治四十五年	明治四十五年	明治四十五年	明治四十五年	明治四十五年	明治四十五年	明治四十五年	明治四十五年	明治四十五年	明治四十五年	明治四十五年	明治四十五年	明治四十五年	明治四十五年	明治四十五年	明治四十五年	明治四十五年	明治四十五年	
一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月

195	194	193	191・192	190	189	188	187	186	185	184	183	182	181	180	179	178	177
1097	1117	1067	1121 1122	1120	1112	1066	1105	1096	1095	1116	1128	1093	1104	1038	1114	1109	1103
營業稅 雜糧稅開業證 特別盈收五穀會計 書類	稅務開業證 稅務書類	稅務書類	稅務書類	水資領取證	雜支出日記簿	課稅標準屆 期											
大正十二年	大正十一年	自大正十一年度	大正十年	大正九年	大正八年	大正六年	大正五年										

4	3	2	1
828	827	871	786
新田畠畠名寄帳	新田畠畠名寄帳	畠名寄帳	大友村越石分
明治十五年	明治四年改	明治三年	大友村分
一帳三冊合綴内 四冊を含む	三冊合綴内 四冊を含む	五冊合綴内 六冊を含む	一冊合綴内 二冊を含む

三、土地（地租改正・地圖・山林等）

207	206	205	204	203	202	201	200	199	198	197	196
501	1114	1092	560	1094	1079	1069	1068	1119	1098	1118	1110
印田方不熟見込達謹領小前請	印田方賦課取立帳	課稅標準届	免役簿	歲出簿	課稅標準届						
不明	不明	不明	不明	不明	大正二年・四年						
明治十五年	大正五年・十一年	大正九年・十三年	大正十一年	大正十一年	大正十五年						
					八冊合綴						
					三冊合綴うち年次不 明一個あり						

23	22	20・21	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	
1000	723	870 886	989	765	941	830	1023	850	944	847	833	864	777	844	641	855	822	
字小見内三耕種入帳	定額	田畠姓名表	地引譜	地主改正代理人投票確定	地計表	地主改正代理人投票確定	字寺田周囲地引案内帳	字西川周囲地引案内帳	地券託借書換領	地券託借書換領	地券託借書換領	地券託借書換領	新規大綱場書類入	地券取扱別名寄帳	御朱印除地反別御松下地	御朱印除地反別御松下地	新規大綱場書類入	新規大綱場書類入
タ	明治九年	明治十九年 十一月 九月	明治十九年 十二月 九月	明治十九年 十一月 九月	タ	タ	タ	明治二十九年 三月 九年	明治二十九年 三月 九年	明治二十九年 一月 九年	明治二十九年 八月 八年	明治二十九年 十二月 八年	明治二十九年 一月 六年	明治二十九年 一月 六年	明治二十九年 一月 六年	明治二十九年 一月 六年	明治二十九年 一月 五年	
					十日	四日	二冊合綴											
	870 886	五 百	地租改正の代理人					他に字小見・字子茎・作 業者を含む	字白山の地 ・引案内帳				場牌書含む	場牌書	地券託借書	地券託借書	地券託借書	地券託借書

8	7	6	3~5	2	1	103~105	102	101	100	97~99	96	95	94	92・93	91
939	802	795	808 814 815	671	670	834 883 966	1137	1130	1136	1132 1133 1134	506	889	991	840	856 2
小熊 区合 戸戸 小合 戸典 北第 四大 区三	熊取 門上 郡西 官轄 地第 四大 区合	報入 籍・送 入別 御改 帳	家數向 附取回書上帳 家人別 記上帳	土地名 地名登記 大審野引帳	土地名 地名登記 土地登記ニ關スル書類	土地所有者異動通知書 出畠奥印令圓取歩帳	字根野帳 明治九年改正原紙以降 類地目要換算定原紙指合附	交換地小剪帳給因面袋							
明治 一月 改年	明治 六年	明治 二月	明治 二月	明治 二月	明治 二月	大正十五年	大正八・十 四年	大正 四年	大正 四年	大正 八年	大正 八年	大正 八年	大正 八年	年次不詳明治力	
大友村						不明	不明	不明	不明	他一表					計六冊
						二冊の内式				存一年・五年 ・永年保					

九、衛生・保健

4	3	2	1		7	6	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1
845	812	783	771		1059	1060	1022	943	1021	907	1020	1061	1035	1052	1027	1028
境内官有地一時洋銀額	埋藏物取扱い 社守取調書上報	惣社大神宝物取調機			陸軍沿革事例金井説明書	細務書		敵兵通締御届	微兵通締各官庫	軍友会々友等	兵事等書類	兵事法令集	日本赤十字社貢名簿	衛生公告書等	伝染病患者白板	赤痢病発生患者全治死亡 日計表
明治二十二年	明治二十四年	明治二十九年	明治四十年		明治十九年	十月	明治二十三年	二十七年	明治二十八年	明治三十二年	昭和十一年	大正二年	大正三年	明治三十六年	明治三十三年	明治三十九年
一 二冊	一 三冊				九口	二十九年	二十九年	明治二十六年	明治三十一年	昭和十七年以後		大正十二年	大正十一年	明治三十六年	明治三十三年	明治三十九年
					活字 いて 一部召対							む年八月十三日付 衛生報告(明治十一年)		元総社村溝離所 (同年七月月曜日) 寄合む		

4	3	2	1		18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5
788	816	725	661		1073	1054	1036	819	975	775	782	985	514	887	1013	867	979	973
孔座上 規則	祭礼檢定證費控帳	引前間村大山両家寶物寄小 候乍西附帳	以御付御届ケ奉中上		埋藏物許可書類	社守書類等	標家御名前控帳	墓地台帳		社寺ニ開タル書類	神職氏子憲代名簿	社寺保存協会書附簿名簿	社寺明細帳	埋藏認可証	寺院由緒	宝勝院再建理由	明治一十七年	明治一月十七年
明治十四年	明治十七年	明治二十年	明治二十一年		大正五年	大正三年	大正二年	大正一年	大正一 十四年	年次不詳明治力	明治四十五年	明治四十一年	明治四十九年	明治五月	明治十八年	明治一月十八年	五通	明治一月十七年
六日					二通一袋	他戸籍書類合む	威徳院	大友村					明治七年を含む					宝勝院遷建記代
					件下(一冊内) 相取異令宛失の 一	計八冊内 前は火印												

15	14	12・13	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
553	551	563 565	542	561	559	564	540	773	562	758	865	508	507
天狗岩 水費徵集受取 立候 天狗岩 水費徵集受取 立候													
明治 四十八年 四月八日	明治 十六年 三月	明治 四十五年 四月四日	明治 三十四年 三月	明治 三十四年 三月	明治 十三年 二月	明治 十七年 二月	明治 九年九月 六日	明治 十七年 七月	明治 十一年 七月	明治 十一年 七月	明治 十六年 八月	明治 十九年 八月	明治 十四年 八月

10	9	8	7	6	5
974	772	769	605	794	770
里井妻御店	ホシイカ見世物御願	祭入費總定書			
大人形袋販賣實行御願	虎列御除御許御守石城	明治十四年 九月四日	明治十四年 九月四日	明治十四年 九月四日	明治十四年 九月四日
里井妻御店	醜小前より配附帳	明治十五年 八月八年	明治十五年 八月八年	明治十五年 八月八年	明治十五年 八月八年
里井妻御店	祭典火御願	明治二十三年 十一月二十五日	明治二十三年 十一月二十五日	明治二十三年 十一月二十五日	明治二十三年 十一月二十五日
里井妻御店	届書のひな形	總社神社	入費相簿(改正につき)	前橋市神明町松田秀光院にて(二枚)	前橋市神明町松田秀光院にて(二枚)

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
918	863	764	927	662	854	737	713	728	744	742	776	726	711	741	729
天狗岩 水費徵集受取 立候 天狗岩 水費徵集受取 立候															
明治 四十九年 一月二十日	明治 五十年 二月	明治 五十年 三月	明治 五十年 四月	明治 五十年 五月	明治 五十年 六月	明治 五十年 七月	明治 五十年 八月	明治 五十年 九月	明治 五十年 十月	明治 五十年 十一月	明治 五十年 十二月	明治 五十年 一月	明治 五十年 二月	明治 五十年 三月	明治 五十年 四月
大正 五年 三月	大正 五年 四月	大正 五年 五月	大正 五年 六月	大正 五年 七月	大正 五年 八月	大正 五年 九月	大正 五年 十月	大正 五年 十一月	大正 五年 十二月	大正 五年 一月	大正 五年 二月	大正 五年 三月	大正 五年 四月	大正 五年 五月	大正 五年 六月
元慈社村 三ヶ村分	大友村														

19	18	17	16
1043	1106	806	1010
天狗岩 水費徵集受取 立候 天狗岩 水費徵集受取 立候	天狗岩 水費徵集受取 立候 天狗岩 水費徵集受取 立候	天狗岩 水費徵集受取 立候 天狗岩 水費徵集受取 立候	天狗岩 水費徵集受取 立候 天狗岩 水費徵集受取 立候
明治 八七年 八月十三日	明治 七年 七月十三日	明治 七年 七月十三日	明治 四年 八月十九日
大正 五年 三月	大正 三年 三月	大正 三年 三月	明治 四十四年 年次不詳明治力

36	35	34	32・33	31	30	29	28	27	26	24・25	23	22	21	20	19	18	17
1048	1082	1078	1045 1046	1101	1040	1039	999	913	960	928・938	874	893	997	910	1012	963	980 1
庶務書類	表記録	開籍簿	書類	諸般	印鑑帳	入寄留簿	建物記録	第三種	重要書類	加除簿	都役所書類	第一種	入寄留紙	役場用根修書類	明治二十四年三月三十日	明治十七年一月十六年三十日	
大正八・十・十五年	大正四・十一年	大正四・十一年	大正六年度	大正三年	大正三・五年	大正三・六年	明治三十六・五年	明治三十六・五年	明治四十五年	明治二十七年	明治四十一年	明治四十二年	明治三十二年	明治二十四年三月三十日	明治十七年一月十六年三十日		
四冊	八冊	六冊	他学務・兵事・口座務	社学四書類	寺務・土木	活字	書類	入寄留他	日本赤十字社書類・工	日本赤十字社書類・工	日本赤十字社書類・工	日本赤十字社書類・工	寄留届・書類一括	寄留届・書類一括	日本赤十字社書類・工	日本赤十字社書類・工	

10	9	8	7	6	5	3・4	2	1
667	822	1062	906	780	983	843 945	791	984
親五斗老升六合	家主合帳	当面日誌	愛國婦人会社員名簿	有志者寄付連名	元治社村名三ヶ村戸長役	地所建物公認簿引継目録	建築取扱込簿	群馬県統計書
不 明	大正十五年	明治三十七八年	明治二十六年	明治二十六年	明治二十六年	明治二十六年	明治二十七年	明治二十七年
三冊								

43	42	41	40	39	38	37
1139	912	668	1063	1057	1115	1053
所屬年次不明書類一括	出寄用紙類	取立帳	東京出張命令簿	詔勅明願書類	東風被告ニ闇スル書類	明月ニ闇スル居業帳
不 明	不 明	不 明	大正十五年	大正十一年	大正九年	大正九年四日

二、妙安寺総合調査報告 四

(1) 一谷山記録 一

一貞享二年、常憲院様 御朱印被成下い付、領主牧野備後守殿を同三
年御朱印相渡り付、備後守殿御側御用人^田甚矣発向之篤也、然處此節
御朱印領上より相渡り付、備後守殿役人^田、三村留主居頤正寺了念
内縁有之^レ間、宣手筋と存、頤正寺道意を全、御朱印致頃横、前橋掛
所を相離し別寺^田成^レ、謀計催在之^レ、其節備後守殿へ相顧^レ趣意ハ
三村^田前橋妙安寺掛所^田ハ無之^レ、三村^田頤正寺と申^レ、然上^田頤正
寺^田御朱印頂戴仕度貢、御謀計頤所^田、備後守殿被聞届、平野弥一
右衛門、吉田七左衛門^田当寺へ申越^レ趣^田、備後守領内寺社^田御朱印
当地^田相渡^レ様^田申付^田、下總國猿船郡三村妙安寺と^田御朱印御座^田、
只今相導^レへ^田、頤正寺と申由^田、寺号相違^田、頤正寺へ相渡不苦
体哉、為念申達^田段、八月十四日^田口付書状何十五日夜脚來と、成
実院主不得其意書面、被存^レ問致參上^田、頂戴可仕返事差遣^田、夫^田
成実院上^田三村^田へ被參、頤正寺へ今度^田御朱印頂戴之義^田付、閑宿役人
中^田書狀參^田所、三村^田ハ頤正寺と申由、其方申旨不届之段^田可^田被申^田
ハ、不調法成義申^田至極仕^田旨申^田、其節^田當場^田口拔^田由也、頤正寺
義撰々不忠人外成者^田言語同断之義^田也、同十九日^田閑宿^田被出、
平野弥一右衛門^田邊被申^田面^田御朱印頂戴^田、御渡可被下^田
旨被申入^田付、國所守^田相連^田付御渡申義成出申^田間、成実院主被
申^田ハ、願正^田義^田當寺掛所三村妙安寺等寺内願正寺^田御座^田、右願正
寺三村妙安寺留主居申付被^田、然上^田御領内三分村妙安寺^田御朱印前
橋妙安寺持^田御座^田、則先々^田大猷院様^田御朱印前橋妙安寺^田納置
ゆ^田、去々牛御改之第も^田橋出^田御朱印等差上申^田、
右之通^田間、先規之通地僧頂戴仕度仍^田頂戴^田被出^田旨被申達^田所

平野弥一右衛門申^田ハ、先達^田貴守へ申達^田趣備後守へ申聞^田、然上^田
ハ拙僧共取計^田難致^田御朱印御渡申義不相成^田段申^田故、成実院主
被申^田者、拙僧去々年出府^田、御朱印写差上御改相濟^田所、御朱印
守護不仕御改^田不^田提出^田寺号^田相違之願正寺頂戴可仕務無之^田、如
先々拙僧^田御渡被下^田様^田と段々申入^田得共、不相濟^田付、左^田ハ
ハ不及是非、公訴^田外政方無之旨被申入^田へ^田、夫^田御心次第^田可被
成^田旨、弥一右衛門申^田付、閑宿^田被放^田出府浅草御坊^田添被取^田而
寺社御奉行所^田被出願上^田口上書上^田左之通也

以^田口上書上^田中^田

一拙寺所下總國猿船郡三村妙安寺領王御朱印被成下^田付、今度三村
御領主牧野備後守殿御役人中^田以使札被申^田付、御朱印^田三村妙安
寺と御座^田所、只今頤正寺と申由^田、寺号相違にても頤正寺へ相渡
し不苦^田哉、為念申達^田出^田御座^田故、致參上^田頂戴可仕^田旨返仕仕^田
モ、早々開宿^田罷^田、平野弥一右衛門殿へ逢^田て、御朱印頂戴^田罷
出^田間、御渡可被下^田旨申入^田處、國所守^田相連^田付御渡^田申義難
成由被申^田間、拙僧申^田ハ、頤正寺儀^田拙寺懸所三村妙安寺内願正
寺^田御座^田、右願正寺三村妙安寺之留主居^田。申付置^田、則留主居之寺
号^田御座^田、御朱印地^田妙安寺^田相違無^田、然上^田三村妙安寺^田御
朱印前橋妙安寺持^田御座^田、則先々^田大猷院様御朱印前橋掛寺^田
納戴、去々年御改之第も^田拙僧三村妙安寺住持^田被出^田御朱印写指上
申^田、右之通^田間、先規之通地僧頂戴仕度、仍^田頂戴^田被申入^田所
御朱印成被下^田所、御朱印守護も不仕^田、御改^田不^田提出^田寺号相違
之願正寺、頂戴可仕筋無^田御座^田間、御渡^田被下^田様^田段々申入^田得共、
不被相渡^田付、左^田ハ^田不及是非致出府^田、御奉行所^田其段申^田上

かより外致方無之旨中人ハ得共、夫者心次第可致と弥一右龜門殿被申ハ付、直出府仕御願中上、先規之通拂寺へ 御朱印被相渡ハ様、備後守殿御役人中へ被仰付ハ様。奉願ハ以上

東本願寺末寺

上野国前橋

貞享三年
寅八月廿三日

妙安寺

御奉行所

一八月廿四日於御奉行所、当守由遺三村御朱印地ニ成尔マ、掛所之訖尋在之ハ付、口上書被差出ハ、左之通也

口上之観

推古大皇勅願ハより、聖德太子於下總國三村開關最頂院ニ号シハ、年月隔り及茶落ハ、然所開山聖賢人之直弟、關東廿四輩之内第六番目成然上人、俗姓藤原氏九條中村幸大卿ト申ハ無寒之依讐配流ハ、御座ハ、開山聖人ト依爲親類弟子ト成、法名成然ト賜、當體昵近ハ御座ハ、親覺聖人寢洛之砌、關東門要ニ化基、成然上人ニ開東ニ被殘ハ、太親類ト形見シ、自作木像付屬ハ、寺号妙安寺

と賜上落有之ハ、其跡ハ聖德太子ト依夢想件之旧基ト補ヒ、天福元年妙安寺を草創シ、最頂院妙安守ト号し、開山木像安置ス、十五代荷徳院成空大僧都迄三村ニ住居仕ハ、然所酒井古河内守殿武藏國河越。御座

沙利、御招待ハ付大正十八年御城下ニ罷越、其後慶長六年上野国前橋

ハ所持ハ付、又御招待ハ引移、拙僧迄五代居住仕ハ、開山聖人自作木像ハ、前橋ニ移シ安置仕ハ、一束麻糸ハ酒井古河内守殿御取持ハ、荷徳院成空

御自見ハ仕、御尊筆并御所持之扁拂領仕ハ

一慶長年中 東照権現様、東本願寺御取文ト付、拙僧守安籠開山聖人自作木像、本山ハ可差進旨ハ拂ハ、上意御教付御幕等拂飴、御紋永々被下置ハ、右上意之趣御老中本多佐渡守殿御奉書ト以被仰付ハ、為

上使本多藤左衛門殿被成下ハ、依之右本像本山奉上ハ、則本山影堂本尊是也

一慶長年中 植現様拙寺宝物御上覽被遣、宝物數品之匣、御紋付七條表

誓御寄附成被下

御教物頂戴シ付

一三村旧地ニ前橋妙安寺懸所ト仕差置申ハ、開方シ差上ハ通、本山ハ妙安寺懸所妙安寺ト、繪像裏書シ并免狀ト御座ハ、則拙僧三村妙安寺住持相兼申ハ、尤前橋。住居仕ハ義故、荷徳院弟子德念ト申情、留主店ト差置申ハ、德念死去仕ハ問、順西ト中者留主店。中付ハ、寛永年中本寺ハ相顧、寺号願正寺ト免許、寺中ニ仕留主居ハ爲勤申ハ、順西天子了念留上居申付、只今之願正寺ト御座ハ、則德念證文寫差上申ハ、右之趣御等ト付申上ハ通、少シ相違無御座ハ、若偽中上ハハハ、如何様之趣度ト可被仰付ハ、為其如斯御座ハ、以上

頂戴仕ハ

一三村旧地ニ前橋妙安寺懸所ト仕差置申ハ、開方シ差上ハ通、本山ハ妙

安寺懸所妙安寺ト、繪像裏書シ并免狀ト御座ハ、則拙僧三村妙安寺住持

相兼申ハ、尤前橋。住居仕ハ義故、荷徳院弟子德念ト申情、留主店ト

差置申ハ、德念死去仕ハ問、順西ト中者留主店。中付ハ、寛永年中本

寺ハ相顧、寺号願正寺ト免許、寺中ニ仕留主居ハ爲勤申ハ、順西天子了

念留上居申付、只今之願正寺ト御座ハ、則德念證文寫差上申ハ、右

之趣御等ト付申上ハ通、少シ相違無御座ハ、若偽中上ハハハ、如何様

之趣度ト可被仰付ハ、為其如斯御座ハ、以上

之趣度ト可被仰付ハ、為其如斯御座ハ、以上

一此口上書ハ掛所之、祖師聖人善形御影御裏、太子七高祖御影御裏、蓮如上人御影御裏、御絵圖四幅御裏、須弥壇、御免書、御厨子御免書、德念留上居。申付ハ、證文右之分書被差出ハ由也

一右之趣早速尋在之、御奉行所様宜所、白備後守殿御奉行所ハ内々

頗有ハ之ト見ハ、急様惡變成、願正寺トも出席、密語謀計相認、備

後守殿取持ハ御奉行所ト、御朱印頂戴仕度貢、願書差出ハ

前橋ニ居住シ三村妙安寺ト申上ハ段不調法之旨呵有之ハ付、申詫

又尋之義ハ有之、左之口上書被差出、浅草御坊モ尋在之ハ所、栗津入真

上野国前橋

妙安寺

寅

寅

寅

寅

法說應慶、右兩人越後荒井願生寺一件付在府中、當寺事付段々
口上書被差出い、写当寺へ被差遣い 大法傳等ハ此書、第三回所載

（付裏）栗津入真石近附元興院初代大法眼と云、應慶ハ當僧一老ニ講

師也、自咸義禪頭、御免也、堯内人洛陽円徳寺、先々住持而洛
隱長寧寺を兼住之由也

口上之覽

一拙僧去々年 御朱印之握指上小節、前橋罷有ながら三村妙安寺と計
申上、前橋居住之段御改不申上小事不調法之旨被仰聞い、尤奉存い、

丙寺住職仕合故、不及申上と存小段誤至極仕合

一妙安寺川越を引越ひ節 木像係其外寶物不残持參仕合、尤本尊弘陀

如來木像并聖德太子自作之木像、右三村相殘し安置仕合、其後現驚

聖人繪像、親覺聖人繪伝四幅、右之分本山へ十五代成空、十六代成賢

兩代相顯、三村懸所^安置免許^許、則銘居善御門跡榮第^{御座}、

蓮如上人繪像ハ、前橋寺へ本守^守免許^許御坐い、懸所之義政三村へ

指遣し安置仕合、此外三村付來小宝物無御座合

一三村妙安寺領年貢、前橋妙安寺へ相納合、門徒^徒の取納者願正寺^為納^付、寺破損修復八^正正寺^為仕合

一寺役之儀、妙安寺^為相勸^付儀無御座合、留主役役御願正寺^為勤^付

右之趣御尋^付申上小、少^少相違無御座合、若いつわり申上小ハ

、如何様之越度^度も可被仰付合、為其如此御座合、以上

東本願寺末寺

貞享三年

寅九月六日

御奉行所

口上之覽

一下總國篠崎郡三村願正寺領之 御朱印御光所妙安寺と有之体、右之

御朱印、上野國前橋妙安寺方^納置合付^付、今度願正寺頂戴仕度

之旨、口上書差出しが、依之前橋妙安寺と三村願正寺之筋目御尋被成

小、妙安寺儀^元來猿鶴郡三村^致開基、古跡^御座合、其後酒井河
内守殿御先祖招持付、前橋引致越居住合、然共三村妙安寺と今以
於本願寺申来い、願正寺^{前橋妙安寺}田地三村妙安寺等留主唐坊主^御座合、仍^御願正寺義ハ、私共耽覓^覓覓不申合

一大猷院様御朱印前橋妙安寺四代以前住持、最頂院成齊願上合付、被
聞召上、御朱印成被下頂戴仕合、右之趣^御座合間、如前々妙安寺へ
頂戴被^付御付様^{仕度}合

一前橋妙安寺^{去々年}御朱印差上小節、前橋乍栗有三村妙安寺と申
上、前橋居住仕合段断不申上不調法、殊更其時分輪番勝福寺も委細不

申上小段、不必之由被仰聞、御尤至極奉存合、以上

栗津入真

九月六日

曉慶

一於御奉行所、人真覺要^御木山僧官之次第、三村妙安寺即其血脈之様
子並願正寺義尋在之由出也、且又當寺川越前橋と引越仔様子、當寺書
上合と願正寺中分相違有之体、願正寺妄詮之趣者、三村妙安寺^{往古}
多賀谷修理太^下總國諸寺院燒^松、仏像を打碎^付付、妙安寺^{被燒}
私居遷成付、開山上人木像を守護^{川越へ過、夫る前橋引越仔}、
其跡^御前橋先祖德念再興仕願正寺と申合、三村妙安寺と申^ハ無御座合
段願正寺申上小由也、仍^御尋在之由口上書左之通被差用合

口上之覽

一本願寺^吉首^僧官之次第、院家 前橋妙安寺 内辨一家 館

問一家 斎機 三村妙安寺 平備

一下總國猿鶴郡三村妙安寺出繕ハ、親覺聖人真弟閔東廿四蒙之内第十六

番目成然坊開基^御座合、成然坊血脈^{妙安寺成實迄相統合}、願正寺

御尋之趣承知仕合、於本寺妙安寺申上小通、旧記相見^付申合、以

儀様子、於本寺不及承事御座合

一三村妙安寺、川越前橋と引越仔時之様子、双方申分相違御座合付、

御尋之趣承知仕合、於本寺妙安寺申上小通、旧記相見^付申合、以

上

九月七日

栗津入真
噫慶

九月十六日

栗津入真
噫慶

一栗津入真嘆慶被申聞ひ、備後守殿の手人有之と見へ、御奉行所詮儀之趣、願正寺恐貳之様子^ハ、固所寺号相違^付、御朱印可被召上様子^ハ、見へ申ひ、御見聞之通、公間、何極貴守御出清^付しても思召之通^付相成簡敷様^存、其上備後守殿も願正寺廟之趣尤之様^ハ、相聞ひ宜御心懶被下ゆ様^ハ、御坊^付使者參^付、御存知之通、荒井願正寺一件付、備後守殿^付御本山^ハ歎々御額之筋有之^ハ、殊之外被取持^付問手荒^ハ返事も難被成^付、尤貴寺正統之趣^ハ、御奉行所^ハ私共存分^付、隨分書出しひ得共^付、御奉行所^ハも備後守殿^ハ遠慮と見へ^ハ兔角願正寺尤之様^ハ計被申^付此様子^ハ中々貴寺^ハ御朱印相間敷様^存、公間、私共存分^付、園所寺号相違^付、万一双方^ハ御朱印御渡シ難被成^付、可被召上様子^成付、御本山^ハ御頂戴守領^付、自今願正寺^ハ為收^付、前橋妙安寺^ト三村願正寺^ト相定申度^付、左ひ得者本末之規式相守^付、前条有間敷^付御奉行^ハ口上書差出し^付、可相濟^付存^付尤御朱印御本山^ハ御頂戴被成難^付、貴寺^ハ御頂戴^ハ可取計^付、其上重^付御朱印頂戴之期、前弘之通前橋妙安寺^ハ為致頂戴^付、順白^付御本山御願^付、可相濟^付、兎角今度其時節應敷^付、備後守殿^ハ對^シ被成苦^付旨被申聞^付、成寔院主尤之義^付御本山^ハ降^付、不冥加^付被存^付、右之趣承知有之^付、左之口上書被差出^付、口上之覺

一下總國猿鳴郡三村妙安寺、願正寺、固所寺号相違^付、万一双方^付御朱印御渡難被成^付、可被召上様子^成付、本願^付御戴仕^付御戴仕寺演^付、自今願正寺^ハ為收^付、前橋妙安寺^ト三村願正寺^ト相定申度^付、左ひ得者本末之規式相守^付、中々御座有間敷^付、三村妙安寺敷地寺領等水絶可中儀、本願寺^ハも殘念可被存^付、以上

右之口上書被差出^付、御朱印御光所^ト寺号相違之義、難相立^付此義も難成^付、且又三村妙安寺^ハ前橋妙安寺^ト無紛段、當寺^ハ被申^付不得共^付、御朱印御光所^ト無之義故、^ハ寺^ハ被申上趣^付、証拠^付難相立^付、願正寺領之御朱印當^付、納可申義^付不思召^付、然共^付願正寺^ハ其爺頂戴被^付仰付^付、御光所^ト寺号相違^付、此上御詮義可有之旨、九月廿二日入真嘆慶被仰覆^付由被申聞^付、右兩人被申^付共^付、私共是迄貴寺正統之段隨分書上^付て、色々以勘弁取計^付得共^付備後守殿願正寺品貳故、兎角正統相立難く六ヶ敷様子^ハ、ケ様迄書上^付て不相濟儀^付、此上^付不及了^付公間、如此迄取計^付得共^付、不相濟^付段京都^ハ可致言上^付、左ひ^付、思召^付も可御座^付由被申^付、殊^付此上御詮義之出^付、左付、中々御一分之證據^付、難立様^付存^付、能々御勘付^付可被成^付旨被申聞^付、成大院主被申^付、余り無体之被成方^付御座^付共^付、公議之事不及是非公^付、當^付前橋^ハ引越^付、酒井河内守殿御先祖招待^付御座外義^付殊^付前橋領主^付、公間、掛所^付無紛斷^付被相立給^付様^付相輶見^付申^付、大も難相成様子^付、左^付、致上京^付御本山^ハ御歎^付申上^付より外無之旨被申^付、兩人被申^付御尤之義^付左^付、御奉行所^ハハ京都^ハ申遣^付、其上可申上^付公間、暫御延引之御断可申^付旨被申^付

酒井河内守殿^付成寔院主^付是迄之様子被申^付置^付上^付、尚又御奉行所^ハ被出^付、口上書被差出^付御頂戴^付古河内守様御招待^付付引越^付、拙寺義殊^付大昌院様御取持^付御頂戴仕^付御朱印^付只今^付相成^付義共敷敷^付、三村妙安寺^ハ前橋妙安寺^ト無紛段、^付一分之證據^付、難相立^付公間、御請合被仰被下^付被相敷^付所^付、高須隼人^ハ以御申聞^付、御存之通時前恐敷^付故、備後守殿^ハ對^シ御遺慮^付被來苦^付、厚思召^付後被仰聞^付、不及是非被存^付、於酒井家時節

懇敷と申ハ、 敬有院御御代、 大昌院殿御老御大老御老御差向之處、
常憲院御御代、 成リ、 御役、 御免御免御様子不宜付、 御後守殿御老手
入在之出、 故右之通也

御奉行所へ被差出ゆく上書等差し、指所へ無粉段一分之証拠^三ハ難相立ハ
立ハ間、公儀へ為度被仰立被下ハ様^一御願被申上所、尤得光院
様被仰出ハハ、奉行所へ差出ゆく上書等、少^二相違無之ゆ、殊更差
津入真恵慶^五示談之上、御印御本山へ御頂戴、寺領を願立寺^六等

手を被込み上へ、成庶院主^ニ被成方無之、殊更 御本山へ相障申或大切之御事。併間、心外残念至^ニ。ひ得共、被 仰聞^シ通御請被申上^シ時第^一可有之亦得共、後代之任持^シ對^シ無面目事。被存^シ御假被中上^シ節、无得光院様御對頗波成、御氣之毒^ニ被 思召^シ旨、御直之御意在^シ之、裝福主紋白五條御瀧在^シ之、夫^シト向直^シ出府、入真章慶^ニ委細被申談^シ処、御本山御為^シ御大切^ニ思召御請被成^シ義、御忠節^ニ御事^シと被申^シ、左^シ口上書奉行所^ヘ被共出^シ、右内人^ヲ被差出^シ口上書被送越^シ也。

下絶國猿鳴郡三村妙安寺、拙寺攝所之段先達より申上ひ所、御
朱印御光所。無御座儀故、証據難相立は付、願正寺領之 御朱印拙
寺方、納置可中義と不被忠召付、然共今度願正寺方へ頂戴被 仰付付
得也、御光所と寺号相違仕合間、此上詔儀可被成之旨、本寺役人共

正寺へ被相渡ゆ得。御本寺は事障筋無之ゆ間、此義頬被思忍
レ、尤ケ様被仰出レとて少も御如在不被思召レ、時節を以御取
戻可被下ゆ旨、右之趣得心有之ゆ様に頬被思召ゆ旨、以某連勝兵衛
被仰出レ、御本山より備後守殿へ御頬之筋と在之ハ、越後國荒井郡
生守口力を勤小足不成仮杯と相勤レ付、追院被仰付ゆ所、
非義之取計^一「追院被付ゆ間、御詮義被下ゆ様」と及
公訴、段々六ヶ敷相成、栗津入其麾慶江戸被罷下、於奉行所願正寺と決談在之ゆ様
自力他力之事故、公職役被聞ゆ事も御安心之旨、不被存故、合点

參らざる様子ニ、御本山無理之追院ノ様ヲ、也被存ニ趣ク、兔角裁許ヲ在リ之ニ。付シ相濟ハ所ニ、備後守殿甚ハ尙ク向く之事故ヲ、入ル貞慶廳取入シ御願在リ之ニ。付シ其ノ御取持被申シ、御裁許ヲ。本山を相手致申シ、公訴仕レ、御呵ハ。而シ公職追放シ被シ仰付シ、右之誤ハ故ニ、備後守殿ハ對シ被成苦シ也。願シ付シ寺ハ余間地一所ニ、寺跡ハ御坊ニ被シ仰付シ、荒井御坊ニ是也、當寺不遠處ニ成哉。御本山ハ御差隙筋有リ、河内守殿ハ御遠慮有リ、右之通

實
享三年

東本願寺末寺

妙安寺

御奉行所

上卷

願正寺國所寺号相違。付、萬一双方江御

朱印御渡難被成ゆ。可被 召上様子。罷成ゆ。、本願寺へ頂戴仕
寺領ハ、自今願正寺為取、前橋妙安寺下三村願正寺と相定度旨申上
得共、 御朱印御光所と寺号相違之儀相立一付、此儀も雖被成段承
知仕外

一三村妙安寺 前橋妙安寺懸所。無紛段妙安寺申上ゆ得共、 御朱印御
光所。無御座い儀改、妙安寺申上ひ趣証提。雖相立付、願正寺領之
御朱印、妙安寺方 = 納置可申儀と不被思召ゆ。然共願正寺方へ今度
頂戴被 仰付ゆ得共、 御光所と寺号相違仕外聞。此上御差儀可被
成段。御朱印帶申儀、於本寺難義。被存ゆ。仍而三村願正寺妙安寺と
相改、 御朱印頂戴為仕、 大猷院様御朱印願正寺へ相渡ゆ様、
尤改号之上。三村妙安寺前寺之段、前橋妙安寺へ為申聞ゆ所得心仕外
聞。然上。子細無御座ゆ。為其如此御座ゆ。以上

十一月六日

要津入真
噫慶

右兩人口上書。先達の御奉行所へ被差出ゆ。此方へ被差越ゆ

案紙共免所無之。仍而其通。相記ひ也

一右両通之口上書被差出ゆ故。

取ゆ様。被仰付ゆ。夫より成院主前橋へ帰院也。

一三村も逆意方之門徒三人へ、備後守殿より足銭之様成者美添 大猷院

様。御朱印請取。前橋へ参詣聞。安置ゆ。御朱印被相渡ゆ

一三村 五尊引取。了覚寺井門徒五人被差遣ゆ所。 本尊木像、

祖師聖人御影、蓮如上人御影、太子七祖御影、御絵像、右相

渡ゆ得共、太子御木像不相渡ゆ故、了覚寺井門徒可請取旨段々申ゆ

得共、逆意方之門徒相詰取聞ゆ。中々不及力由。帰りゆ。前橋寺内

門徒一統。我念之由、又大勢差遣シ。夫は、不渡ゆハ、御奉行所へ

訴へ。急度可請取旨申請ゆへ共、成院主被存ゆハ、了念非道之以勦

別等。成ゆ。も、久敷可保事とハ不被存ゆ

殊。太子ハ三村有縁

之尊像故、其盡。三村。為致安置、可然事共被差上ゆ也。

一三村 本尊須弥壇。祖師聖人御厨子ハ、当吉捕所付。御免別寺。相
成ゆ付、五尊引取。了覚寺井門徒遣為取崩ゆ。右。御免書。當寺
有之ゆ也。

一了然逆意を以。御朱印致頂戴ゆ様。相成ゆ事、成院主余り心外至極
= 被存、當寺ハ成然上人血脉正統之儀。自今成然寺と相改ゆ段、御本
山へ被相頤、則。御免、寺社御奉行所へも浅草輪番罷出、御断申上
也。

一三村門徒之内。前橋付正統方之分。願正寺致横領、住持。罷成義不
足。存、西派へ改改派ゆ也。

一願正寺了念妙安寺と改号之後、備後守殿。御本山へ被相頤。御
一家。御取立ゆ出也。成院主三村一件之記。在之。備後守殿依頤御
取立。余間之由也。其後旧跡を申文。半丸。内陸昇進之由也。然とも
此義不知宋說也。

一了念安寺成院主之弟子と成、了西と号ス。然所別寺以後了空と相改
致継目ゆ山也。今二村妙安寺も右之子空養子、越後国三条御坊地内より
參ゆ由也。

一三村換所別寺。相成ゆ義。開基上人以来無之大亂世、右一件成院院
主為記被置ゆ頂戴之、了念逆意謀計非道之衡を以別寺。相成ゆ事。
弘祖之寔見不恐事、成院院主成和院主子。至リ、三代之間本領安堵之
義、宣手筋を仰ゆ得共、未到時節外之義、無油斷可取戻事肝要也、
仍而此一件。口上書。至迄。載。之者也。

一成院院主次第九。貞享四年四月得度、无得光院様御勅刀如先
規、即内陣 御免、公名宮内卿、法名成和と号ス
一泥洹院様被成 御禮居、東殿被為成、宮内卿得度之御礼申上ゆ節、御
對顧御直。御慰被下體、白羽一重一卷拜領在之ゆ。木像様御本所

一宮内卿成和、貞享五年三月廿七日、素綱菴日御免也

一寶物諸國被露、先年蒙御免付所、三村一亂付、御拂筆事不可被

露^レ不被致付所、三村一件^レ先相濟付聞、即往院成実院主、元禄三年

御宝物奉守、上洛此節迄^レ、御形方御裏^レ、御影付之小所、自今

御裏別幅、致度口被相付^レ、勝手^レ被致付様^レ被、仰出、夫^レ別

幅^レ被為表只^レ、且御宝物之内、表繪慶相成品^レ被相改、諸軸諸卷修

補結構相成^レ也

一御寶物御拂質之義被相付所、近口之内、近衛闕白樺、御本山^レ

御成在之^レ、兼^レ御闕山様御真筆之書画、御拂筆被成度旨御懇望^レ

付問、幸之義^レ被、思召^レ、近衛様^レ御内意被、仰進、御成之日

御拂質可被成度旨、仰出、成実院主^レ別^レ雖有被存^レ、則^レ近衛様御

成之日、御拂質、御寶物長持、御影堂御門^レ集會所正面之御門^レ入、

於小寢殿奉莊、即往院々主道服五條^レ、小寢殿中之間^レ相詰被居^レ、

近衛様^レ名内御裏^レ、三御所御拂覽御方^レ御

拂覽之節^レ、成実院主驚之間^レ被扣居^レ、役僧侍共^レ寢殿裏之間^レ差

扣居^レ、役僧侍共^レ支度被下置^レ、兩門様^レ御教物鳥目被成御備^レ也

一近衛院内御院康、御音悅被為成付旨、以御使者後西院帝御宸翰、

淨土三郎藤糸金泥七袖被為成、御寄付^レ也

一東泰院様御覽後、御添書御染筆被成付所間、此度御拂覽後、当寺

縁起寺院成實著述之^レ卷、外題を内題^レ之通妙安寺縁起と印寺号被遊

下小様^レ被願上^レ所、尤得光院様御染筆を以^レ、一谷山妙安寺縁起

上下^レ、二卷外題被成付^レ也

一右御拂覽後、五六ヶ園被露^レ、夫^レ帰院在之^レ出也

一元禄七年、成実院主隨居、閏五月廿五日即往院と御免、夫より成

和院主任職也

一當時住吉安置之御驗伝^レ、覺如上人御裏画工上佐家也、慶安年中炎

上之揭、專稱院々主女常識院妙源往主之節、遺金在之^レ、此金子^レ御

恭承、嚴命賀復^レ、旧寺号^レ

其詩曰

恭承嚴命賀復^レ、舊寺号^レ

一三村掛所了念遠心^レ、別寺^レ相成^レ義、即往院々主余心外^レ被存、當時

成然上人血脉正統^レ付改号被相願、成然寺と被名乗^レ得共、成和院

に被存^レハハ、即往院々主心底一死有之^レ尤^レハハ^レ共、成然寺と申

ハ新寺号之義、妙安寺ハ祖師聖人より被下^レ、四百年來屢代名乘^レ義

當院宝物并世間流布之諸記錄^レも妙安寺と在之^レ義、旧寺号^レ相成^レ

度旨、即往院々主示談在之^レ所、尤之義可然旨^レ、真如上人御代

栗津勝兵衛應慶を以^レ、成和院主連々被願願^レ、其後即往院々主、報恩

寺承宗院家室、遠慶院を同道^レ上京在之^レ間、亦旧寺号^レ改度段、御

願被成付^レ也^レと成和院主被申^レ付、即往院院主被願上公所、願之通

被^レ仰出^レ付、酒井雅樂頭願殿^レ右之段申達^レ所御願頭^レ、其段栗津

右近、栗津勝兵衛、藤井柏馬、若林蔵人^レ雅樂頭殿守社役人下田七

郎兵衛、針谷新五左衛門より書狀を以^レ被申達^レ、成和院主^レも上洛在

之^レ所、宝永七年六月廿八日、如先規妙安寺と改御免也、其節之

口上吉州案、栗津勝兵衛應慶、雅樂頭殿同家老筆頭高須年一人、江戸家

老加利貴志十兵衛書狀^レ委細在之^レ、即往院々主再遷寺号^レ賀覆之時

一篇被奉、真如上人^レ所、御喜色之旨被仰出^レ也

一變以米送^ノ數牛^ヲ。當願再^ノ。院号^ヲ。

成和院主、予幼年之比より物語を之に義、往古^ノ之御印書御免書并書

翰等引有委錄之、訖縁起系圖、最領院々主筆錄等引合可有被請、當院由來具^ニ相知^ル、伝説^ニ記述在之故、年月不知義多、又不次第^ニ可有之問、考可見成和院主筆錄之跡を繼後代之跡を繼、後代之形見爾記之著也

干時延享三^ノ寅歲晚冬八日書終（花押）

妙安寺廿一世院室成惠

一宝永八年、大椎聖人四百五拾回御忌御法事付、即往院々主成和院主上洛、此砌成和院主嫡子連丸得度願同道、當院ハ往古^ノ即内陣^ヲ翌年素綱繼目御免之先例也、然所即座素綱御免被成下外様、松尾左近取持^シ相願亦所、大法事前御取込之中、重キ義急^ニ御聞

濟難被遊旨^ヲ、得度後五日目死^リ、内陣素綱繼日御免可被成外、此義得心^ニ、早延御許容可有之旨、松尾左近を以御内意被仰出^ハ

間、其百御受被申上^ハ付、二月八日得度、真如上人御刺刀、公名宰相、法名成惠、同十二日内附繼日御免、同十六日素綱繼日御免也、即内陣之所爾聞立、相成いハ残念成事^ハ、併夫を抑^フ願^ハハ

ハ、大法事前不相済由、左近^ハも被申^ハ、院家^ハ大御法会為勤度付、右之通^ハ御受被申上^ハ由也

一荷德院々主、專称院々主、即往院々主、右三幅似影、真如上人^ハ成和院主被願上^ハ所、則御免銘御染筆被成下^ハ、尤最領院々主還相院々主似影風地紋法服^ハ外聞、其通^ハ御免被成下^ハ様、被願^ハ其不相済也、御裏之義^ニ先祝之通被相願^ハ得共、近年被^ハ成御病身^ハ付、追^ハ可被成下^ハ旨被仰出、右之祝栗津右近より之書状^ハ有之^ハ莫加之御礼金三百疋差上^ハ也

一當寺^ハ往古^ノ住職并家内須弥壇收骨御免之古格也

一同月七日得度、繼日先格之通被仰付^ハ様、願上

当院古記錄慶安三年三月三日、當山之上之節悉燒失也、其後最領院成賢院主書記之一冊尔、今難爲依案荒増之記故不被載事多、遺相院成了院主以来ハ筆記無之、尤專称院成賢院主當山緣起著述^ハ付、往古^ノ之米由ハ

一同月十日年頭之御禮相濟、八月朔日誓詞相濟

一八月三日上京之届集会所^ハ出、役僧^ハ誓詞并年頭御礼之義申上置、出仕^ハ勝手と被仰出

一関東御代替^ハ付、誓詞被仰付、成惠上京達九得度願同道^ハ上真、藤林長門、上田職部被申渡、右真如様御代也

一同廿二^日成和願之通、院号唯能院と御免、成忠住職被仰付、於集会裝束間月番藤林良衛、上田職部被申渡、延享四^丁卯年

五日 御免、於集会裝束間月番下間大藏卿、坪坂主周被申渡尤先格堪度

内陣素綱継日 御免也

一 同月十四日兄之御礼相動

二 同月十五日得度相濟、同日得度御礼相動

一 同月十九日内陣禮日 御免、於裝束間月番下間大藏卿、坪坂主周被申渡

渡集会役人總内寺交代^{ハシマツ}、重^{シテ}被仰付

一 同月廿一日内陣雜日御礼相動

一 同月廿三日巳刻 素綱継已被 仰付、於裝束間月番下間大藏卿坪坂主

馬被申渡

一 同月廿五日素綱 御免之御礼相動

一 同月廿六日成志金入輪製姿押領仕度貢、内々^{ヨリ}半切之口上書^{ハセ}相認、

下間大藏卿宅迄差出

一 同月廿八日、於白書院格別之由縉有之^{ハシマツ}付、以恩召金入輪製姿押領被

仰付、勝手^{ハシマツ}着用可仕由、下間大藏卿坪坂主馬被申渡

一 九月十二日御^{ハシマツ}申上、於白書院劍田大膳を以^{ハシマツ}御^{ハシマツ}被下、右 徒如

様 御代也

一 此節之定衆御詮役称名寺智榮院

一下間大藏卿先祖按寫使法印以來數代別懸^{ハシマツ}付、始中終殊之外取持、小

奏者森村宗榮内外殊之外取持也

一 堀岡之嗣父子共、江戸へ出、船主 酒井雅楽頭殿^{ハシマツ}參上、龜機燐并

宰相儀自本山院家先格之通被免^{ハシマツ}段相祐^{ハシマツ}、雅楽頭殿對頌妙安寺=懇

之御意并院家之懇被仰付、奏者^{ハシマツ}大田又左衛門也、妙安寺

寺父子。御茶葉子被下、^{ハシマツ}内藤平左衛門挨拶^{ハシマツ}被出外、^{ハシマツ}松崎

仁兵衛^{ハシマツ}大田來太夫殊之外取持被申^{ハシマツ}、尤大田氏松崎氏當院之

門徒也、右 雅楽頭殿刈額十月四日也

三、昭和五十五年度埋蔵文化財発掘調査概報

1 芳賀東部園地遺跡

一、所在地 前橋市五代町字鐵治皆戸六五九番以下 九六筆

二、調査年月日 昭和五十五年四月二十日～昭和五十六年三月三十一日 (発掘は昭和五十五年十一月十四日で終了)

三、発掘調査の概要
本年度は発掘調査五ヶ年計画の最終年度にあたり、調査面積は約

一〇・六haに及んだ。調査の結果、繩文・古墳・奈良・平安の各時代、および中・近世の遺構・遺物を多数検出した。

(1) 遺構・遺物について

イ 遺構数 六四四遺構(含時期不明ビット三六)

繩文時代 竪穴住居跡八、ビット(穴)十三

古墳時代 古墳四、竪穴住居跡七五、ビット四、掘立柱建物跡

奈良・平安時代 竪穴住居跡一四九、掘立柱建物跡七六、溝三

中・近世 井戸八、ビット一八五

ロ 遺物量 バン箱二七〇

繩文時代 土器、石器 バン箱十三

古墳時代 上帥器(甕・壺・罐・瓶)、勾玉、管玉、耳環、鉄

製直刀、鐵鎌、刀子 バン箱八〇

奈良・平安時代 上帥器(甕・壺・羽釜)、須冠器(甕・壺

蓋・平瓶)、羽口、劫鍊車、砾石、鐵製鍊、刀子、

丸瓶、バン箱一七二

中・近世 五輪塔火輪部(凝灰岩製)陶器破片 バン箱五

(+) 遺構・遺物の概要

イ・縄文時代 前期末に属すると考えられる石圓い炉をもつ住居跡が四軒、うち一軒は埋め戻のある石圓い炉（炉の床は石皿使用）であった。炉がなく埋め戻のみの住居跡も一戸検出した。

ロ・古墳時代 この時期の遺構は、台地の南に集中する傾向がみられ、古墳周辺に竪穴住居跡が多く発見された。この事実から当時の土地利用のありかたを窺うことができる。

幅一八五cm、長さ三三五cmの両袖型石室をもつ一号墳は、七世紀後半の築造と考えられる円墳（墳丘の直径約一〇m）であった。なお、石室内からは鉄製直刀二振、鉄鎌一本、刀子一本がみつかっている。二号墳も両袖型石室を有す七世紀後半築造と推定される円墳が確認された。他、基はいずれも円墳だが、周囲の確認のみで築造年代等については不明であった。

遺物としては、住居跡から製作途中の勾玉や管玉が、また火災に遇ったと思われる住居跡からは灰や砂がセメントをなして発見され、当時の日常生活の様子をほんのりとさせるものがある。

ハ・奈良・平安時代 今回、竪穴住居跡の調査では、約一戸の石組みの煙道をもつ窓、壁に張出部や棚状施設のある住居跡が検出され、住居の構造の変遷を知る手がかりが得られた。さらに、直径五〇cm程の広場を囲むように住居跡が発見されている。

掘立柱建物跡は、二間×二間、二間×三間の規模が大部分を占めているが、遺物や竪穴住居跡との切合いが少なく時期の推定に苦慮している。建物跡は東一西、北一南に列をなす傾向が窺えた。

広場を囲む住居跡や列をなす掘立柱建物跡、東西南北に規則正しく走る溝からは、集落のありかたや建物の沿革について何らかの企画性を感じられる。

遺物について顕著なことは、使い込んだ砥石が多くみつかっていることである。当時の鉄器の普及状況を如実に示すものといえる。さらに墨書き土器についても判読できるものとして「莫」「神木」「井……」等が発見された。

二・中・近世 石碑八号から凝灰岩製五輪塔（火輪部）が出土している。また、百孫一號内外の浅い円形のピットが数多く検出されているが、その性格等について現時点では不明である。

2 西大室遺跡群II（土地改良事業に伴う事前発掘調査）

一、所在地 前橋市西大室町字北山・吉原地内（第一次）I区

二、調査年月日 昭和五十五年五月十七日～七月十日（第二次）II区
昭和五十五年十月六日～十一月二十日（第三次）

三、発掘調査の概要

前橋市西大室上地改良事業に伴う第二年次の事前発掘調査である。

工事施行の都合上、第二・三次に分けて調査を行い約三・三haを発掘した。その結果、縄文時代から近世に及ぶ遺構六九を検出し、記録化することができた。

(+) 遺構・遺物の数量

イ・遺構數

縄文時代 竪穴住居跡四 ピット一

弥生時代 周溝墓十二

古墳時代 古墳九 墳輪棺一

奈良・平安時代 竪穴住居跡十三 掘立柱建物跡二 ピット一

中世 地下式土塙二 井戸一 潟一

近世 墓十六 潟六

縦文時代前期の土器・石器、弥生時代晚期の土器、埴輪（円筒・朝顔）、奈良・平安時代の土器等を主体として、プラスチック製コンテナパット六十箱分相当。

（二）遺構・遺物の概要

一 繩文式土器を伴う遺構 一・三区のものとともに前期（関山・諸
磯式）の住居跡であり、一号住居跡からは滑石製の玉が出土して
いる。ピットについては、明確な伴出遺物が無いために時期は不
明である。二区においては、住居の存在を思わせる遺物の散布が
認められたが、開墾・耕作による破壊で、遺構の確認はできなか
った。他に、石圓いの炉跡のみを確認したもののが二基ある。

弥生式土器を伴う遺構
三基の方形周溝墓を検出した。その内、五戸の溝中には浅間山麓下のC軸層の堆積が認められ、二基はC軸石層の上に築造されていた。伴出土器は、赤井戸式・樽式が主であり、古式土器類を若干含むものもあるので、時期相・地域相を探る上で貴重な資料が得られたことになる。また、全體が五グループに分れ、その築造順序もほぼ辿れる。

古墳と埴輪を伴う遺構　四〇一・六号墳の埴輪九基を複数して出土した。埋葬主体部を確認できたものは四基で、他は全て削平されていた。一・三・九号墳は横穴式両袖聖室を有し、九号墳は胴張式でありを持つことが確認された。七号墳はF.A.の直前の古墳であり、約一・六倍の箱式棺状の埋葬主体部を有する。埴輪は、四・八号墳・埴輪箱に使用されていたが、口唇部に小動物を貼り付けた円筒や素文の円筒等があり注目される。營造年代は六世紀～七世紀前半である。

3 富田遺跡群Ⅱ（土地改良事業に伴う事前発掘調査）

一、所在地 前橋市富田町宮ト七四四一一番地以下七箇
二、調査年月日 昭和五十五年七月十日～十月四日
三、発掘調査の概要

三、発掘調査の概要

本年度が第一回次の総統調査である。昨年度調査区の南にあたる「荒砥川右岸の段丘上の桑畠」〇・〇〇〇市mの調査を行つた。

イ 遺構數 九一

弥生時代 墓穴住居跡三

古墳・奈良・平安時代 穴住庭跡六七 川下多數

その他 満三、土城一〇

四

弥生時代 土器 パン範三

江戸時代 石造品・貨幣・陶器片 バン箱三

(二) その他 パン箱八

遺構・遺物の概要
イ 弥生時代 後期に属する堅穴住居跡を三戸確認し完掘した。三戸とも、浅間山のC軽石に覆っていた。これらは円を描くよう配列されており、調査区域の西にさらに多くの住居跡が予想される。出土遺物は骨器の甕・壺が主であるが、赤井戸式の土器片も住居内より出土している。

市内の数少ない弥生時代の遺構であり、かつ、C軽石に覆われており、土器編年上一つの基準となる遺構である。

ロ 古墳・奈良・平安時代 土師器を伴う遺構として堅穴住居跡、多数のピット（住居内）が検出された。住居跡は、鬼高境後半から四分期のものであり、南斜面に沿った部分で、真向期から

国分寺の住居跡の重複が激しかった。竈はほとんどの住居が東壁に付設するが、中には西・南壁に付設するものもあった。竈の造りは石組・白色粘土・ローム・土器の転用等種々であった。出土遺物は、特に鬼高境の住居跡で豊富であり、竈付近を中心いて土器の甕・長甕・壺・环等出土しており、生活を知る上で貴重な資料が得られた。又、滑石製子持勾玉・石製紡錘車・羽口（竈の支脚として転用）・砥石等も住居跡から出土した。

ハ 江戸時代 寺の礎石・配石遺構・居館址・井戸が検出された。寺の礎石は、元々にあった正法院のもので二期に分かれる。

配石遺構は、礎石のやや南東にあり、寺との関係が考えられる。

調査区中央の南北の堀も寺と関係あると推定される。正法院は二度の火災で焼失と伝えられ、古國面等で位置が推定されていたが、今回の調査により、寺域・規模が確かめられた。居館址は二重の堀をもち、江戸時代の初めに作られたといふ伝承をもつてゐる。

調査区域南を東西に走るカソ（神？）堀は、用水路とも、寺に

関係ある堀とも確定しえなかつた。

ニ その他 清・土塙が検出されているが、土塙は伴出遺物のないものが多く、性格不明である。推定の城を出ないが地下式遺構と考えられるものもある。清は住居群を切つており、住居より新しいと推定される。又、中世と考えられる五輪塔の残片が多数出土しているが、遺構は伴つてない。

4 清里南部遺跡Ⅱ（土地改良事業に伴う事前発掘調査）

一、所在地 前橋市吉樂子町字下東四一七八番地以下三六筆
二、調査年月日 昭和五十五年五月十三日～十月十一日

三、発掘調査の概要

本遺跡地は、八幡川右岸の台地上（I区・J区）および、左岸の標名山麓より発する小河川の旧河道と思われる谷（水田）へ向う南向きの緩傾斜地（L区・M区）に位置しており、主に堅穴住居跡を中心とする遺跡である。

(一) 調査面積 約一一、〇〇〇坪

(二) 遺構・遺物の数量

イ 遺構数

奈良・平安時代 堪穴住居跡四五 痛四 ピット三

中世・近世 伝東観寺跡（通称トウノコシ） 痛二

ロ 遺物量

奈良・平安時代 土師器・須恵器・灰釉陶器・瓦・金銅製品

金具・鉄製品等 パン箱四七

陶磁器・五輪塔・宝篋印塔等 パン箱三

(三) 遺構・遺物の概要

イ 奈良・平安時代 八幡川右岸で九戸、左岸で二六戸の堅穴住

居跡を検出した。

奈良時代の堅穴住居跡は、長軸を東西方向にもつ傾向があり、平安時代にあつては、長軸を南北方向にもつが、正方形に近い平面形をもつものもあり、その規模や形状からいくつかのグループに分けることができる。

また、総数の約三分の二にあたる堅穴住居跡が、相互に何らかの形で重複関係にあり、著しいものは九戸の重複が認められた。この傾向は、傾斜地の南端に近くなるほど顕著であり、居住地選定の上で興味深い。

遺物は、ほとんどが堅穴住居跡から出土しており、溝からの出土は極く少量である。主に、土器類・須恵器のカヌ・壺・塊類である。平安時代の堅穴住居では、羽釜及び灰釉陶器を伴出するグループが総数の1/3を占め、最も新しいグループでは灰釉陶器を伴わず、土釜あるいは、カワラケに類する土器を伴出する。また、カマドに平瓦を使用した堅穴住居跡を二戸検出した。土器類の他には、金銅製布金具（丸輪）・釘・刀子・筋鉢車等の鉄製品砾石等がある。

ロ 中世・近世 総社町高井字池田に「トウノコシ」と通称される五十年程の荒地があり、総社町の光嚴寺境内に現存する「伝東覚寺廟塔」（市指定重要文化財）の故地との伝承がある。「トウノコシ」は、一種の禁忌地であり、中世に崇えたとされる「東覚寺」に関連する何らかの遺構の存在が推定された。調査の結果、開いた地山を削平し、周囲を壁状に掘り残した遺構が検出されたが、寺院跡と直接関連づける要素に欠けており、その性格は不明である。遺物には、南北朝期まで廻り得る五輪塔空・風輪および、宝鏡印塔の破片が表土中より発見された。

溝はM区西側に検出され、江戸時代の五輪塔空・風輪が出土した。この溝は南の谷へ向うと思われ、灌漑用水の跡と推定される。

ハ まとめ

本遺跡は、八世紀から十一世紀初頭にかけての比較的新い時期に属する堅穴住居跡を中心とした遺跡である。特に、瓦を伴出する堅穴住居跡が、先年度に統一して二戸検出されており、本遺跡と程遠くない地点にあった国分寺・國分尼寺・山王廟寺との関連が注目される。いわゆる「トウノコシ」については、「東覚寺」との直接的な関連は認められなかつたが、「トウノコシ」の伝承を裏付ける一つの資料を得たと云えよう。

青葉子町の南部に広がる広大な遺跡地の全貌を明らかにするわけには行かなかつたが、三次にわたる調査の結果、古代から近世にわたる地域史の一端をうかがう重要な資料となろう。

5 鶴谷遺跡群（前橋総合運動公園事業に伴う事前発掘調査）

一、所在地 前橋市荒子町下鶴谷一四五六番地以下五基 他一六九基
二、調査年月日 昭和五十五年七月一日～十二月十九日

三、土地所有者 前橋市 管理者 藤井精一

四、発掘調査の概要

前橋整市計画事業による前橋総合運動公園の建設区域「二」、「三」、「五」について、トレーンチ方式による全面試掘調査を行つた。その結果、区域南部の傾斜面に、古墳時代ならびに奈良・平安時代の堅穴住居跡等を確認した。住居跡は群をして存在し、およそ三地域に分けることができる。本年度は第一次調査で公園内テニスコート建設予定地の一部約八、五〇〇m²、および進入道路部分約三、五〇〇m²の合計約一二、〇〇〇m²について全面発掘調査を行つた。

○遺構・遺物の数量

資料と思われる。出土遺物としては、墨書き土器も數点出土している。（「全」（？）・「大」（？）また、上師器、須恵器がその大半で、完形あるいは復元可能なものが多數あり、セメント関係および時刻等の考察については、今後の課題である。

井戸二

古墳・奈良・平安時代
堅穴住居跡三九 ピット三 満四
井戸一

(二) 遺構・遺物の概要	古墳・奈良・平安時代	土器・鉄製品・石製品	バン箱
--------------	------------	------------	-----

イ 繩文時代 表面採集では、縄文時代前期（約六〇〇〇年前）

に居すると思われる土器片が発見されたが、この時期の遺構の露出はなかつた。軽石を含まない暗褐色土を埋土とする方形ピットの

(穴) 一が発見されたのみである。このピットからは、出土遺物は認められなかつた。

古墳・奈良・平安時代 遺跡は、赤城山の南麓にあたり、

ほ中央を一〇〇 m の等高線が東西に走る山麓最末端の微傾斜地である。這跡地には浅い谷が入り組み、局的には複雑な地形を

する。土師器および須恵器を併出する堅穴住居跡は、谷への南へ、また河内方面に向う道に、これも古く、こしごとくて、

るいは東西両側斜面より被出され、それそれをもなしていることが判明した。出土遺物や住居跡の存在形態には差異が認めら

る。遺跡地北部からは十六戸の住居跡が重複なく検出され、このうち古跡群を北より西へかけて取り組むよう二戸、満ら検出された。

この住居跡群は、奈良、平安時代の集落跡であると思われる。

逃跡地南部からは、二三戸の住居跡が検出された。そのうち、重複のあるもの一、建て替えられたもの一、火災住居跡一が確認された。

された。これらの住居跡は密集して存在し、来年度発掘予定地ある西側二、三ヶ所に亘るところが判明する。清明よ

が古西側は、更に遅れて存在することが予測される。岡東は、^{アマニ}に古墳時代のものと推定される。以上のように、本遺跡は、地

と居住地との問題をはじめ、村落の形態や変遷を知る上で貴重

6 中島遺跡（清單方面運動場造成事業に伴う事前発掘調査）

一、所在地 前橋市青葉丁町字中島五六〇番地他
字中原九。一七一

二番地他

三、発掘調査の概要

中島遺跡は、清里小学校南東五〇〇㍍の八幡川左岸の台地上に所在する。西を八幡川、北を比高一、眼前後の谷状の低地で又切られ、南東

にゆるやかに低くなつてゐる。

本選跡の発掘調査は、清軍方面運動場造成に先立ち、加平予定地一、三〇〇^坪に対して実施したものである。その結果、奈良・平安時

代の堅穴住居跡を中心に総数二〇遺構を検出した。

遺構・遺物の数量

古墳時代(?) 溝
奈良・平安寺代 窪穴主宮跡八ヶ七
ノゾクト四
前二

中世
盛穴状のピット一一
溝一
井戸一

近世以降
遺物量
集石遺構一
溝一

羅文時代
石器・蜂の巣石
若干

奈良・平安時代 古墳時代 土器 (土師器・須恵器・灰釉陶器)・瓦・鉄

製品等
パン箱五〇

(二) 遺構・遺物の概要

イ

編文式上器の小片（中期他）と蜂の巣石が出土した。遺構は確認できなかった。

ロ 古墳時代 石田川式土器とみられる甕の小片が数点出土した。

ハ 奈良・平安時代 土師器を伴う遺構として堅穴住居跡・溝・ビットを検出した。堅穴住居跡は八七戸のうち六戸に重複が認められた。年代は併出の土器および堅穴住居跡の形状等から、八世紀後半から一世紀前半ごろまでのものとみられる。堅穴住居跡はほとんどものに柱穴がなく、壁下の周溝や貯藏穴のないものも認められた。カマドは先端を東壁に接して住居内に造り出しているもの、焚口を東の壁面に合わせて外に造り出しているもの、あるいは住居を造る際に地山を掘り残してカマド袖としているもの等があった。いずれも東壁に設置されていた。カマド焚口の抽石や架構材あるいは内張に凝灰質砂岩の切石を使用しているものがあり、年代に関係なく普遍的にみられた。

堅穴住居跡の分布をみると、調査区域の南半部に激しい重複がみられ、一〇戸から一五戸前後のものが二群認められた。北半部では最高でも三戸四戸の重複で概して少なく、これらが北西の谷状の低地を開いた、徑四〇cm前後の空間を取り囲むようにして分佈していた。また、本遺跡で最も古手の数戸の堅穴住居跡は、南北の二間にまとまつて存在しているが、これが羽釜使用時期になると発見的に調査区域内全域に広がる。検出した堅穴住居の七〇%以上は羽釜出現期以降のものである。以上のような分布や脇

開に対して、今後さらに詳細な検討を必要とするが、集落の構造と変遷を知る上で貴重な資料になるものと考えられる。

溝は南部に東西または南北に走っており、水の流れた形跡は認められなかった。ビットは、山に対し長さの非常に大きいものと、堅穴住居跡のカマドのない形のものを検出した。後者の中には、床面上一面に燒土と灰の積っているものがあった。以上の堅穴住居跡・溝・ビット等には、埋土中に多量の人頭大の石塊と十器片を含み、意図的な一括廻棄をうかがわせるものがあった。

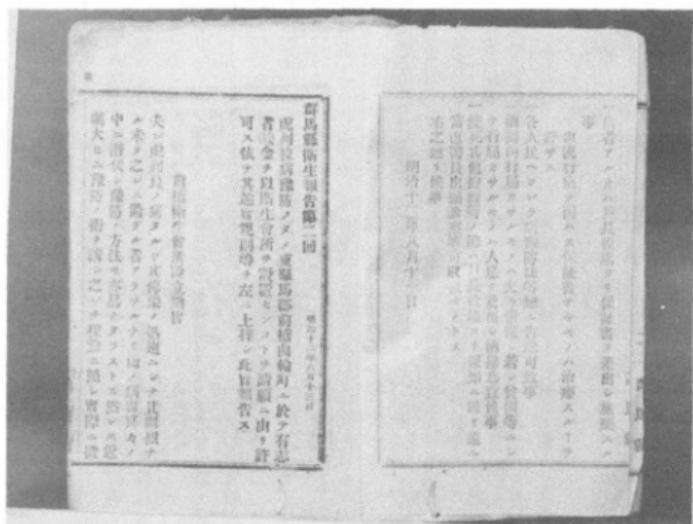
主な遺物には、土師器（壺・塼・甕・羽釜・土釜・カワラケ様の土器・壺状土器等）、須恵器（壺・塼・皿・甕・羽釜・耳皿等）、釉陶器（壺・皿・段皿等）、諫・釘等の鉄製品、鍛滓・砾石の他、灰鉛釉陶器（「彩・白釉・綠釉」・文字を「ラ」書きした壺（「河上」）、瓦（丸瓦・平瓦）・硯（風字硯・円面硯）・古鏡（判読不明）等が出土した。

二 中世 この時代とみられるものに、甕の破片を出土した堅穴状のビットと、ローリングしたB軸石を埋土の土体とする溝（東西に走る）、そして井戸がある。堅穴状のビットは、井戸と共に一ヶ所に集中しており、堅穴住居跡を切つてつくっている。形状、面積、深さ等は堅穴住居跡からカマドを取り除いたものに似る。性格は不明である。井戸は直径九〇cmの円柱形の素掘りのものである。遺物は前記した甕の破片だけである。

ホ 近世以降 約三四×三四mの方形ビット底部の東辺と北辺に石列を組み（現状で一段）、その中に多量の石塊を集石した遺構と、南西から北東に走る山六〇cm・深さ四〇cm（ともに遺構・検出面）で、断面の形状が箱形の溝がある。性格はいずれも不明である。この時期に相当する遺物はまったくなかった。

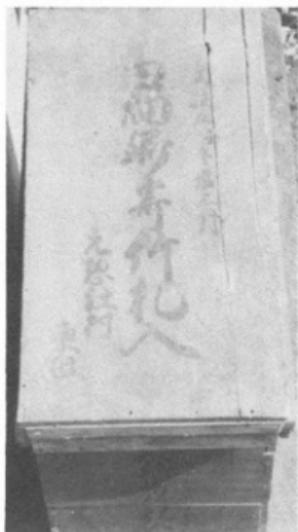
四、文化財調査関係写真

旧元総社村役場資料



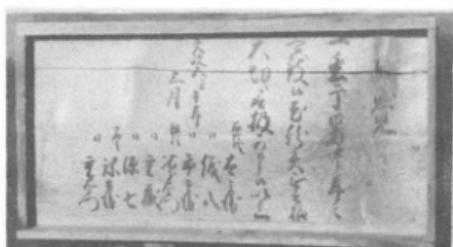
群馬県衛生報告 第二回

明治十二年八月十三日



田畠郷寄竹札入

文政五年壬午年三月(表)

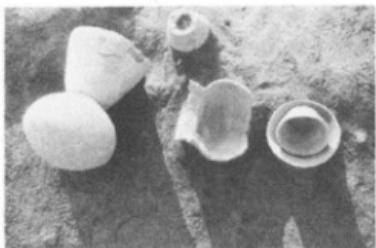


田畠郷寄竹札入 文政五年壬午年三月(裏)



竹札

昭和55年度埋蔵文化財発掘調査



芳賀東部団地遺跡 第5次調査
5H-184号住居跡遺物出土状況



芳賀東部団地遺跡 第5次調査
5M-1 石室



西大室遺跡群 第2年次調査
円塔埴輪棺(古墳の周縁と切りあって出土)



西大室遺跡群 第2年次調査
北西より見た古墳と周溝墓



富田遺跡群 第2次調査
51号住居跡遺物出土状況



富田遺跡群 第2次調査
寺跡全景



清里南部遺跡群 第3次調査

トウノコシ全景



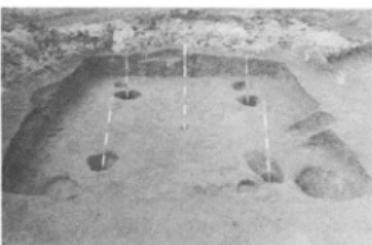
清里南部遺跡群 第3次調査

LK 遠景



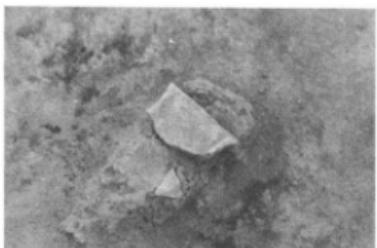
鶴ヶ谷遺跡群 第1次調査

発掘区遠景



鶴ヶ谷遺跡群 第1次調査

H-21号住居跡



中島遺跡群

21号住居跡 硯出土状況



中島遺跡群

竪穴住居跡およびピット重複状況

前橋市文化財調査委員会

(議長) 山田 武麿
(委員) 中沢 右吾
丸山 知良
松島 栄治

前橋市教育委員会
社会教育課文化財保護係

主事 次長 係長 片貝高四郎
〃 〃 〃 木部日出雄
唐澤 田中 木田本林
保茂 充紀 健浩
之則 則裕 雄一

嘱託 主事
近藤 昭一 子美 美始 誠樹
杉浦 内島 や美 美始 誠樹
入口 正美 美始 誠樹
田崎 塚村 野晋
飯坂 親誠晋
松井 木晋
井木晋
鶴晋

昭和55年度
文化財調査報告書 第11集

印刷 昭和56年3月25日
発行 昭和56年3月30日
発行所 前橋市千代田町一丁目8-8
前橋市教育委員会事務局
社会教育課（電話32-6538番）
印刷所 前橋市大手町三丁目6-11
有限会社 原田印刷所
電話31-2665番